

整理番号 |

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成30年4月30日		
■■■■ 殿		
支給額	基本給	¥150,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥170,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥510
	所得税	
	合計	¥510
差引支給額		¥169,490
事業所名 おおいた維新の会 ■■■■ 印		

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 4 月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (85,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇 用 契 約 書

氏 名	██████████	生年月日	██████████
住 所	██		
連絡先	██████████	緊急時 連絡先	██████████

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
就業場所	大分県佐伯市中村南町10-16
業務内容	政務活動補助
就業時間	午前 8 時 0 分 ~ 午後 5 時 0 分 内実働4時間
休 日	日祝日、年始年末
給与（賃金）	月給 基本給 150,000 通勤手当 20,000
給与支払方法	当月 末 日 支 払 （ 末 日 締 切 ）
給与振込先	銀行 支店 口座番号

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

平成 30 年 4 月 1 日

雇用者 会 派 名

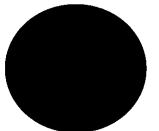
おおいた維新の会

代 表 者 名

桑原 宏史

被雇用者 氏 名

██████████





契約書


日本維新の会大分県総支部、おおいた維新の会（以下、「甲」という）と、大分県議会会派、おおいた維新の会（以下、「乙」という）は以下のように事務所の共有に関し契約を締結した。

- 1条 甲は、自己の事務所（所在地：大分県佐伯市中村南町10番16号）に関し、事務所機能の概ね二分の一を乙に使用させる事を承諾した。
- 2条 甲は、事務所運営の経費の内、物件賃貸料、水道光熱費、電話料金、コピーリース及びトナー代金につき、毎月締めにてその二分の一を乙に請求し、乙はこれを速やかに支払うこととする。
- 3条 事務所物件の修繕等、機能維持に係る経費は甲の負担とする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

平成29年4月1日

(甲) 大分県佐伯市中村南町10番16号
おおいた維新の会  会大分県総支部)
代表 河野正 

(乙) 大分県佐伯市中村南町10番16号
おおいた維新の会（大分県議会会派）
代表 桑原宏 

建物賃貸借契約書

(~~住居用~~)

物件名

平成 25年 10月 26日

賃貸人 佐伯九石販売有限公司 殿

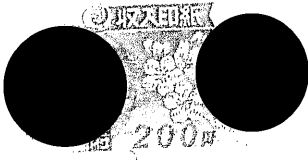
日本維新の会 大分県総支部

賃借人 代表 桑原宏史 殿



社団法人

大分県宅地建物取引業協会
(社)大分県宅地建物取引業協会会員専用



平成26年7月31日の日本維新の会解党を受けて、平成26年8月1日より維新の党が結党されたことにより、同日より維新の党大分県総支部が、本契約の当事者（賃借人）を引き継ぐこととする。

平成26年8月1日

甲 大分県佐伯市新女島6805の1
佐伯九石販売株式会社
代表取締役 稲生八千代

乙 大分県佐伯市中村南町10番16号
維新の党 大分県総支部
代表 桑原宏史

平成27年12月31日の維新の党大分県総支部の解散を受け、平成28年1月1日より、政治団体、政治改革を期待する市民の会（代表：桑原宏史）が本契約の当事者（賃借人）を引き継ぐこととする。また、対象物件の所有者が変更した事に伴い、[redacted]が当事者（賃借人）を引き継ぐこととする。

平成28年1月1日

甲



乙

大分県佐伯市中村北町5番10号
政治改革を期待する市民の会
代表 桑原宏史



平成 28 年 6 月 13 日のおおいた維新の会（おおさか維新の会大分県総支部）の設立を受け、同日よりおおいた維新の会が本契約の当事者（賃借人）を引き継ぐこととする。

平成 28 年 6 月 13 日

甲



乙（旧）大分県佐伯市中村北町 5 番 10 号
政治改革を期待する市民の会
代表 桑原宏史

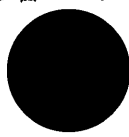


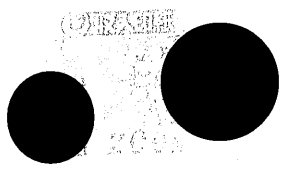
乙（新）大分県佐伯市中村南 10 番 16 号
おおいた維新の会（おおさか維新の会大分県総支部）
代表 河野正美



乙の連帯保証人

大分県佐伯市中村北町 5 番 10 号
桑原宏史








平成 28 年 8 月 23 日、おおさか維新の会から日本維新の会への党名変更を受けて、同日よりおおいた維新の会（日本維新の会大分県総支部）が本契約の当事者（貸貸人）を引き継ぐこととする。

平成 28 年 8 月 23 日

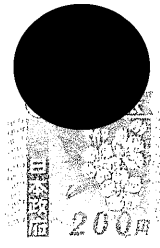
甲 

乙（旧）大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号
おおいた維新の会（おおさか維新の会大分県総支部）
代表 河野正美 

乙（新）大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号
おおいた維新の会（日本維新の会大分県総支部）
代表 河野正美 

乙の連帯保証人
大分県佐伯市中村北町 5 番 10 号
桑原宏史 

賃貸借契約書 (店舗)



貸主 佐伯九石販売有限会社 (以下「甲」という。) と借主 日本維新の会 大分県総支部 代表 桑原宏史 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書(1)に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	佐伯市中村南町給油所		
	所 在 地	(建物表示) [REDACTED]		
		(土地) [REDACTED]		
	構 造	鉄骨造		
	種 類	事務所、給油所	新築年月	平成4年
面 積	土地 662.19㎡ 建物 194.59㎡			
賃 貸 方 法	事業用賃貸借			
附 属 施 設	地下タンク、リフト			

頭書(2) 事業内容 (具体的に記載すること)

事務所 (日本維新の会 大分県総支部)

頭書(3) 契約期間

平成 25年 10月 27日 から 平成 28年 10月 26日まで (3年間)
--

頭書(4) 賃料等

賃 料	月 額 126,000 円 (内消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月 額 0円	家財保険料	円
敷 金	360,000 円			附属施設料	
保証金	0円	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵	事務所入り口	倉庫階段下	外シャッター右	
	No. 本数	[REDACTED] 2本	[REDACTED] 3本	[REDACTED] 1本	
	鍵	スタッフルーム廊下側	サービスルーム自動ドア	防火戸	
	No. 本数	[REDACTED] 3本	[REDACTED] 2本	[REDACTED] 1本	
賃料等の支払時期		翌月分を前月 末 日まで			
賃料等の 支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	名義: [REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 日本維新の会大分県総支部 代表 桑原宏史
	(自宅) TEL 0972-24-0002
	(勤め先) TEL 0972-22-3643 (会社名・部署名) 佐伯市議会
	(携帯) TEL [REDACTED]
連帯保証人の連絡先も緊急連絡先に含まれます。	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 佐伯九石販売有限会社 代表取締役 稲生八千代
	住所 佐伯市新女島6805番地

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

25年 10月 26日

甲・貸主	氏名 佐伯市新女島6805の1 佐伯九石販売有限会社	TEL 0972(24) 3313
	住所 代表取締役 稲生八千代	
乙・借主	氏名 日本維新の会大分県総支部	[REDACTED]
	代表 桑原宏史	
連帯保証人	住所 〒876-0856 大分県佐伯市中村北町5番10号	
	氏名 桑原宏史	TEL 0972-24-0002
保証機関	住所 〒876-0856 大分県佐伯市中村北町5番10号	
	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。	

賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主佐伯九石販売(有)(以下「甲」という。)と借主日本維新の会大分県総支部 桑原宏史(以下「乙」という。)は、甲所有にかかる頭書(1)記載の土地建物(以下「本件施設」という。)の賃貸借契約を次のとおり締結する。

(契約期間)

第2条 本契約に定める賃貸借の期間は契約締結の日から3年間とします。

但し、期間満了前6ヶ月ないし1年以内に、甲乙いずれかがこの契約の終了または変更につき文書による通知をしない場合は、期間を1年間として同一条件にて更新されるものとし、その後も同様とします。

契約期間は契約期間満了時に甲乙双方合意の上更新、延長することができる。

ただし、契約期間満了時の更新、延長をしない場合の正当な事由は必要としない。

(賃料)

第3条 月額126,000円とします。但し、事情の変更(施設の改良を含む)により、金額を変更する必要が生じた時は甲乙誠意を持って協議し増減変更することができる。

1カ月に満たない期間の賃料は、1カ月を30日として日割り計算した額とする。

(支払方法)

第4条 乙は甲に対し、翌月分の賃料を当月末日までに甲の指定する口座に振込みにて支払うものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課及び火災保険料をを負担するものとする。

2 区費は乙の負担とする。

3 本件施設の改造は乙の負担にて行うものとします。但し、甲の都合により行うものは除きます。ただし、明け渡し時の買い取り請求はできない。

4 前号の場合を除き通常の維持補修費、及び施設運営に要する諸費用は原則として乙の負担とする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、360,000円を敷金として甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

5 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

6 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

7 本条4項の例外とし、乙は本物件の全部又は一部につき、桑原宏史氏()
会派に転貸できるものとする。(平成27年()追加)

議

- 一 鉄砲、刀剣類を製造又は保管すること。
- 二 騒音等の迷惑行為を行うこと。
- 三 本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
- 四 暴力団員に本物件を使用させること

（乙の管理義務）

第8条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件施設を管理し、甲の要求があるときは管理に関する必要な事項を報告するものとします。

- 2 乙は本件施設が滅失または毀損し、またはそのおそれが生じた時には、直ちに甲に通知するものとします。
- 3 甲は必要有りと認める時は何時でも本件施設を調べることができるものとする。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本件施設を日本維新の会大分県総本部事務所以外の用に供したとき。
 - 二 第7条から8条までの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
 - 一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき
 - 五 乙らが第8条第6項第3号又は第4号の規定に違反したとき
 - 六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき

(乙からの解約)

第10条 乙は、甲に対して6ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から6ヵ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して6ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第11条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

但し、乙が甲の承諾を得て造作、設置した施設設備については、原則として原状回復義務はないものとし、

乙は甲に対して明渡し時の買取請求をしないものとする。

ただし、乙が甲の承諾を得て造作、設置した施設設備であっても甲が承諾の条件として明け渡し時の原状回復を要求した場合は本物件明け渡し時に原状回復の義務を負う。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第12条 甲は本件施設の瑕疵により生じた損害はいかなる場合においてもその責を負わないものとする。

(物件の損傷)

第13条 乙は本物件が損傷した時は、不可抗力である場合を除き、甲に対して賠償の責任を負い、甲の選択に従って現状に回復するか、またはその損害金を支払わなければならない。

(第三者加害)

第14条 乙の本件施設の使用に伴い、第三者との間に紛争を生じた時、乙は直ちに甲に報告し、その負担と責任においてこれを解決し一切甲に迷惑を及ぼさないものとします。但し、不可抗力によるものについては甲乙協議の上、その負担を決めるものとします。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第16条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第18条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第19条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する佐伯地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第20条 敷地内の甲が設置、設備した施設、設備類は、乙はこれを使用できるものとする。ただし、これらの施設、設備類は現状有姿にて乙の使用を認めるものとする。

- 2 甲が設置している建物、地下タンク等の設備について甲は修理、管理義務は原則として負わない。ただし、地下タンクの老朽化に伴う撤去又は修繕、取り換え工事の際は、甲は工事日程をあらかじめ乙に通知し双方協議の上工事日時を決定する。尚、工事費用は甲の負担とし、工事により生じた乙の損害がある場合でもその費用の請求や賃料の減額は行わない。
- 2 上記1の施設、設備類は、貸主の同意を条件として借主が改造、増改築できるものとする。ただし、このことによって固定資産税等の金銭的負担が増加した場合、その増加分は借主が負担する。
- 4 本契約締結時より3年に満たない時期に、契約の解除または借主の申し出により解約する場合、本契約締結時に差し入れた敷金の全額を貸主に支払うことで合意した。
- 5 賃料の消費税相当額は、消費税率の改定があった場合その過不足を補うものとする。

第21条 (賃料の変更)

平成26年4月支払い分より月額129,600円とする。

整理番号	4
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書 No. _____


おおいた維新の会 会派 様

金 額	¥710-	内		消費税等
-----	--------------	---	--	------

目 水道代案分として

2018年 4 月 30 日

おおいた維新の会
〒875-0854 大分県佐伯市
上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361




事業名、使途及び内容等	水道代 <u>4</u> 月分案分として
あん分による充当の場合	あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 (円)
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	5
------	---

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書 No. _____	
おおいた維新の会 会派 様	
金 額	内 容
¥3,839-	消費税率
目	電話代案分として
2018年 4 月 30 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-38-5360 FAX.0972-38-5361



事業名、使途及び内容等

電話料金 4 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費充当額 () 円)

領収書等の添付様式

整理番号 6

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥4,200-	内 消費税等
但 コピー機リース料案分として		
2018年 4 月 30 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX()	



事業名、使途及び内容等

コピー機リース料 4 月分案分として

あん分による充当の場合


あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

領収書等の添付様式

整理番号	7		
領収書その他の証拠書類の添付欄		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">領 収 書 No. _____</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr/> <p style="text-align: center;">金 額 円</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">¥64,800-</p> <p style="text-align: center;">消費税等</p> <hr/> <p style="text-align: center;">社 事務所家賃案分として</p> <p style="text-align: center;">2018年 4 月 30 日</p> <p style="text-align: center;">おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361</p> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">  </div> </div>	
事業名、用途及び内容等		事務所賃貸料 <u>4</u> 月分案分として	
あん分による充当の場合		あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 (円)	
一部のみ打切り充当した場合		政務活動費充当額 (円)	

領収書等の添付様式

整理番号

8

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

No. _____

おおいた維新の会 会派 様

金 額

¥25,704-

内

消費税等

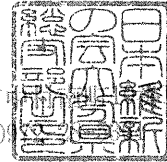
但 コピー機トナー代案分として

2018年 4 月 30 日

おおいた維新の会

〒876-0854 大分県佐伯市

上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0



6号

事業名、使途及び内容等

事務所コピー機トナー代金

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	9
------	---

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成30年5月31日		
■■■■ 殿		
支給額	基本給	¥150,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥170,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥510
	所得税	
	合計	¥510
差引支給額		¥169,490
事業所名 おおいた維新の会		■■■■ 受領印

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 5 月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (85,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 10

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書 No. _____	
おおいた維新の会 会派 様	
金 額	内
¥8,526-	消費税率
但 電気代案分として	
2018年 5 月 31 日	おおいた維新の会 〒878-0854 大分県佐伯市
上記の金額正に領収いたしました TEL0973-23-5360 FAX _____	



事業名、使途及び内容等

電気料金 5 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	11
------	----

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥1,152-	内 消費税等
租	ガス代案分として	
2018年 5 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市	
上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-28-5350 FAX.0972-28-5351		



事業名、用途及び内容等

ガス料金 5 月分案分として


あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)


整理番号	12	<h2 style="margin: 0;">領収書等の添付様式</h2>			
領収書その他の証拠書類の添付欄					
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書 <small>No. _____</small></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">金 額</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">¥1,450-</td> <td style="width: 70%; text-align: left;">内 消費税等</td> </tr> </table> <hr/> <p style="text-align: center;">但 水道代案分として</p> <p style="text-align: center;">2018年 5 月 31 日</p> <p style="text-align: center;"> <small>おおいた維新の会 〒876-0354 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-23-5369 FAX. _____</small> </p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> </div>			金 額	¥1,450-	内 消費税等
金 額	¥1,450-	内 消費税等			
事業名、使途及び内容等	水道代 <u>5</u> 月分案分として				
あん分による充当の場合	あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 (円)				
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)				

整理番号	13
------	----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥3,938-	内 消費税等
社	電話代案分として	
2018年 5 月 31 日	おおいた維新の会	
上記の金額正に領収いたしました	〒876-0854 大分県佐伯市	TEL.0972-28-5360 FAX.0972-28-5361



事業名、用途及び内容等

電話料金 5 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

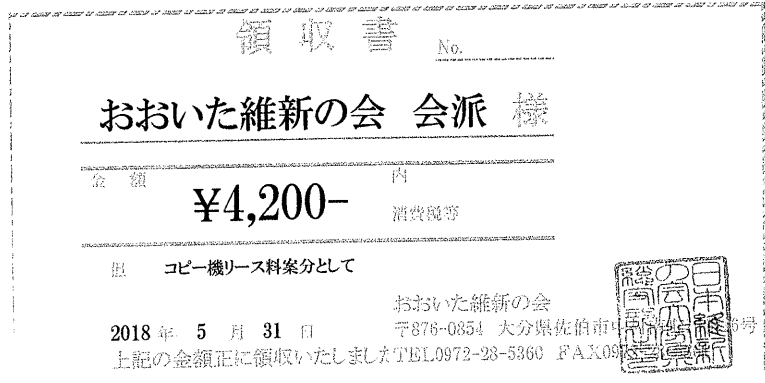
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	14
------	----

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

コピー機リース料 5 月分案分として


あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	15	<h2 style="margin: 0;">領収書等の添付様式</h2>
領収書その他の証拠書類の添付欄		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書 No. _____</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr/> <p style="text-align: center;">金 額 内</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">¥64,800-</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">消費税込</p> <hr/> <p style="text-align: center;">領 事務所家賃案分として</p> <p style="text-align: center;">2018年 5 月 31 日</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;"> おおいた維新の会 〒876-0851 大分県佐伯市中央 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361 </p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> </div>		
事業名、使途及び内容等	事務所賃貸料 <u>5</u> 月分案分として	
あん分による充当の場合	あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 (円)	
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)	

領収書等の添付様式

整理番号 17

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用控

お取引内容	振込	振込額	11,040	ご利用年月日	30-06-15
お振込先	テスウリヨウ	お取引後残高	¥99,670	口座番号	(00017)
お振込先	ご依頼人クワハラ ヒロシ	お振込先	*****	お受取人	ニツカコウクウサービス(カ)

お振込明細・二に案内

いつもご利用いただきありがとうございます。伊予銀行

100,318

事業名、使途及び内容等

全国日台国際交流サミット IN 高雄
旅行費用

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費（県外・**海外**）調査研究報告書

会派名 おおいた維新の会

日 程	平成 30 年 7 月 6 日（金） 9:00～13:30 18:00～20:00
場 所	台湾 高雄市前鎮區中路132號 前鎮高校 台湾 高雄市鳳山區五甲三路176號 福誠高校
相 手 方	【前鎮高校】 范巽縁教育局局長、前鎮高校夏日新校長、家長会会長、ほか教職員 【福誠高校】 范巽縁教育局局長、福誠高校蘇清山校長、家長会会長、ほか教職員
参加議員 氏 名	桑原宏史
目的・内容 ・成果等	（目的） 本県と台湾高雄市の高校との教育旅行等を通じた交流促進に関する意見交換を行い、改めてその重要性を相互に確認するとともに、一層の活発な交流に向けた関係の構築を図ることを目的とする。
	（内容） 【前鎮高校】 前鎮高校を訪問。当校は1969年創立。1学年15クラス、全45クラスで、普通科と美術科が設置されている。全校生徒数は1,655人。1クラスの人数は最大で38人とのこと。国公立大学への進学率は55%。日本への教育旅行を2001年に開始し、2016年に大分県立鶴崎高校を訪問した。本年12月に本県高校への教育旅行を予定しているとのことであった。訪問校については現在未定であり、科学や芸術、スポーツ等において特色のある学校を希望しているとのこと。また当校には第二外国語の教科として日本語クラスを設置しており、日本語能力検定の受検を促進し、日本語能力のスキルアップを図っているとのこと。夏校長による学校概要の説明については、当校の日本語クラスを受講している男子生徒が流暢な日本語で通訳を行った。高性能の天体望遠鏡を備えた天体観測室にも案内され説明も受けた。科学教育を熱心に行っている様子がうかがえた。担当教諭からは、宇宙や科学への関心を高めることにより、生徒に広い視野が備わることを期待しているという話があった。

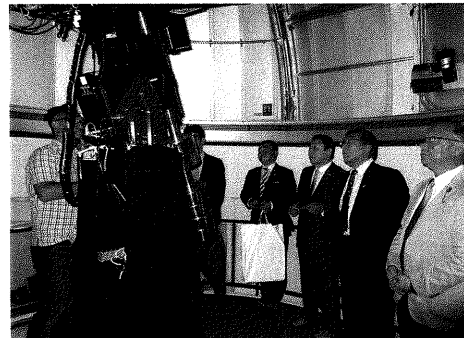
【福誠高校】

福誠高校を訪問。当校は1993年に中学部を創設、2000年に高等部を創設した。中学部43クラス、高校部21クラスで、普通科と体育科が設置されている。全校生徒数は1,985人。体育教育に力を入れており、全国大会での優勝経験もあるとのこと。2010年から日本やアジア各国からの教育旅行の受入れを開始しており、また、アメリカや香港との交流も盛んに行っているなど、国際交流にも熱心に取り組んでいる。2017年に別府市の明豊高校を訪問しており、本年も大分県内の高校を訪問を希望しているとのことであった。

校内見学では当校生徒が製作した自走型ドローンによるデモンストレーションがあった。音楽に合わせて動くようにプログラミングされているとのことであった。また、生徒がレーザー彫刻機により作成した木製プレートが各議員に贈呈された。体育館では強豪であるという卓球部の生徒たちが練習しており見学・交流を行った。

●前鎮高校訪問の様子

目的・内容
・成果等



●福誠高校訪問の様子



目的・内容
・成果等

(成果)

・高雄市の高校では教育旅行が国際感覚や多様性を身に付ける等、コミュニケーション能力の向上に優れているという認識が大きく、非常に力を入れていることが分かった。日本のみならず、アジア各国、アメリカ等にも目が向けられており、大分県も今後PRを強化しなければならないが、その意味では今回の訪問は現地マスコミにも取り上げられるなど、効果的なアピールとなったと考える。また多くの台湾の生徒に大分県に来てもらうためには本県の高校も教育旅行で台湾を訪れる必要があり、今後の課題として認識できた。

政務活動費（県外・**海外**）調査研究報告書

会 派 名 おおいた維新の会

日 程	平成 30 年 7 月 6 日（金）	14:00～15:00
場 所	台湾 高雄市苓雅區四維三路2號	高雄市政府
相 手 方	【高雄市政府】 趙建喬秘書長、范巽綠教育局局長、黃哲彬資訊及國際教育科長 瑞祥高校香吟校長、前鎮高校夏日新校長、福誠高校蘇清山校長ほか	
参加議員 氏 名	桑原宏史	
目的・内容 ・成果等	(目的) 本県と台湾高雄市の経済、文化、教育、観光等幅広い分野での友好交流の促進に向けた情報交換や意見交換を行い、さらなる交流の活発化への協力を要請する。	
	(内容) 【高雄市政府】 ・高雄市政府を訪問。趙秘書長や范教育局局長らと意見交換を行った。高雄市の人口は約278万人、現在は台湾第3の都市であり、台湾南部では最大の都市であることや、日本統治時代に工業都市化が進み、現在では世界有数のコンテナ港を有すること（ピーク時は世界3位の取扱量）、貿易を中心として経済的にも活気ある都市として成長し、現在はベイエリアの再開発を推進、工業都市から観光都市への転換を図っていることなどの説明があった。 その後、高雄市と大分県との交流の経過について説明があり、将来さらに高雄市と大分県の教育旅行の緊密化が進むことに期待していると述べられた。 ・2016年から高雄市と本県は、双方の学校の教育旅行による学生交流に取り組んでいる。 ・2017年1月、高雄市田寮区と竹田市が観光文化友好交流都市の協定を締結 ・2017年3月、大分県立由布高校と台湾高雄市立小港高校の姉妹校締結 ・瑞祥高校、小港高校、福誠高校、前鎮高校、中正高校の5校で国際交流グループを組み、教育旅行などの国際交流に取り組んで行くことになった。	

- ・小港高校の校長からは、熊本地震で大分への教育旅行が一旦は延期となったが、関係者皆様のおかげで訪問が叶い、由布高校と交流が続けられている事に感謝の言葉が述べられた。
- ・台湾の烏山頭ダムに日本人技師の八田與一や本県出身の中島力男が関わったことについて話をしたところ、范局長より今後学校交流の際に、このような日台のゆかりのあることについて深く掘り下げて学び、交流していきたいとの提案があった。
- ・大分ー高雄の直行便の航路を開設し、交流を深めていただきたいという要望を行った。秘書長からは、高雄市から日本各都市への直行便の開設は、高雄市と台湾中央政府の大きな目標であり、将来的に、大分ー高雄の直行便については実効性があるかどうか中央政府に話をすると回答があった。直近の動きについては、高雄ー名古屋のチャーター便の運航が開始されたとのことで、これについてはいずれ定期便になるよう計画しているとのことであった。

●高雄市政府訪問の様子

目的・内容
・成果等



目的・内容 ・成果等	<p>(成果)</p> <p>意見交換を通じて、大分県と高雄市が互いに訪問する教育旅行に力を入れていくことは、生徒たちの教育面の向上のみならず、今後の両地域の観光の発展に資するものであることが確認できた。台湾農業の発展の礎となった烏山頭ダム建設に日本人技師の八田與一や本県出身の中島力男が関わったことなどを教育旅行の題材にすれば大分県から高雄市を訪れる生徒の関心も高まり成果が大きくなると確信した。同じように大分県や日本において歴史上ゆかりのある高雄市や台湾出身者のストーリーがあれば、それを題材にしてもらうことで本県への教育旅行誘致につながると考える。県内や九州の台湾人会のようなところと交流し、その題材を見つけることが課題となる。</p>
---------------	---

政務活動費（県外・**海外**）調査研究報告書

会 派 名 おおいた維新の会

日 程	平成 30 年 7 月 6 日（金）	16:00～17:00
場 所	台湾 高雄市苓雅區和平一路87號9樓 日本台湾交流協会高雄事務所	
相 手 方	日本台湾交流協会高雄事務所 ██████████ 所長ほか	
参加議員 氏 名	桑原宏史	
目的・内容 ・成果等	<p>（目的） 本県と台湾高雄市の経済、文化、教育、観光等幅広い分野での友好交流の促進に向けた情報交換や意見交換を行い、さらなる交流の活発化への協力を要請する。</p>	
	<p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人日本台湾交流協会は、外交関係のある他国の日本の在外公館に類するもので、1972年の日中国交正常化に伴い設立された。（2012年4月に公益財団法人に移行、2017年1月名称変更）当協会の高雄事務所を訪問し、中郡所長及び清重主事から台湾高雄市の現況等について説明を受けた。 ・今回初めて台湾で開催される日台交流サミットでは、康高雄市議会議長が大変熱心に取り組んでおられ、さらなる大きな交流に繋がるように願っている。 ・訪日台湾人400万人超に対して、訪台日本人は約190万人。台湾の人からはもっと日本人に来てほしいという声を良く聞く。高校生レベルでは多くの日本人が台湾を訪問しており、交流が盛んである。 ・台湾と日本の高校生の教育旅行による交流について、次代を担う若者が他国のことを知り、同じ時間を共有し、共に活動するという経験は素晴らしいし、大変重要である。 ・従来の日本の修学旅行は見学だけで終わるものであったが、現地の高校を訪問して活動をするという形に少しずつシフトしている。 ・范局長は幼児レベルでの交流も重要視しており、日本から幼児教育関係者を呼んで、幼児教育フォーラムを開催。大変熱心に活動している。 ・台湾で一番有名な日本人は烏山頭ダムの建設に携わった八田與一氏で、学校教科書に掲載されている。 ・在留邦人としては、台北が約1万人で一番多い。高雄市は1800人程度。日系企業は約170社。 ・日系企業はメーカーが多い。もともと港湾都市であるため、金属加工・半導体・電子産業があるので、その部品製造（パーツ産業）が多い。 	

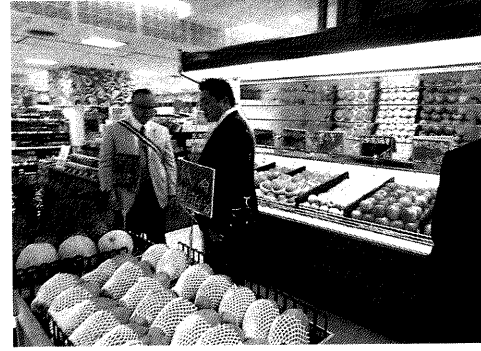
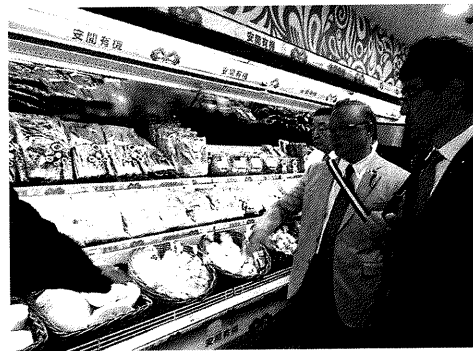
	<ul style="list-style-type: none">・最近の傾向としては、ラーメン屋やレストランなどの日本の飲食業の進出が増加している。まず台北に進出し、成功したら、台中、高雄へというパターンがほとんどである。しかし飲食業で成功するのは半数以下で、すぐに撤退するところが多く、長く継続するには努力が必要である。・日本人の板前がいる和食店は限られているが、「日式」と言われる日本で修行した台湾人が和食の店を出しているケースは多い。・高雄市中心部は古い建物が多く、約10年ほど前に新幹線の駅ができてから市の中心が駅周辺へとシフトしつつある。・高雄はもともと工業都市であったが、近年観光に力を入れており、日本人に台北でなく高雄に来てもらいたいと、交流事務所に対し助言を求められることがよくあるとのこと。
目的・内容 ・成果等	<p>(成果)</p> <p>日本台湾交流協会高雄事務所の■■■■所長のお話では日台両国の発展の為に、両国の人的交流を加速させる必要があるとの認識を示された。現在訪日台湾人は急増している状況であるが、訪台日本人はその伸び率に遠く及んでおらず、訪台日本人を増加する方策を進めてゆかなければならないことを確認した。その為にも教育旅行による日台相互交流を発展させてゆく必要性を認識できた。</p>

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会 派 名 おおいた維新の会

日 程	平成 30 年 7 月 7 日（土）	11:00～12:00
場 所	台湾 高雄市前金區五福三路59號	大立百貨／大立精品
相 手 方	大立百貨／大立精品 ■■■■■ ジェネラルマネージャー、 ■■■■■ 商品部長 ほか	
参加議員 氏 名	桑原宏史	
目的・内容 ・成果等	<p>（目的） 台湾高雄市の代表的百貨店にて、日本の農林水産物や食品の取扱い状況を調査し、本県産品の海外輸出に関する情報を聴取する。</p>	
	<p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大立百貨は、高雄市で人気の高い商業施設（デパート）であり、服飾・家具類などの品揃えも良く、地下の食品売り場も充実している。 ・地下食品売り場を訪問し、ジェネラルマネージャーや商品担当部長等から日本からの輸入食材の取扱い状況について説明を受けた。 ・大分県の日田梨の販売は3年前から、9月の中秋節の時期に販売しているとのこと。1箱あたり5個入りで、1300元（日本円で約5千円）で販売。1回の仕入れは30～50箱程度。輸入食品関係の粗利益は15%。青果の輸入は台湾（台北）の大手バイヤー「商田実業」が行っているとのこと。 ・青森リンゴは台湾でもよく知られており、週当たり12トン仕入れる。取扱い期間も長いとのこと。 ・和牛コーナーでは、宮崎牛を取り扱い。和牛は少々値段が高くても購入されるとのこと。 ・寿司コーナーや豆腐コーナーは、日本のデパートに匹敵する販売面積があり、品揃えも豊富であった。 ・日本酒や焼酎も販売されていたが、大分県産のものはごく一部（1社、2銘柄）であった。 ・食品売り場には日本の商品が多く並んでおり、高雄在住の日本人（例えば、定年後に台湾に移住した日本人など）が日本の食材を求めて購入することも多いという。また、日本人だけでなく、台湾人も多く利用しているとのことであった。 ・台湾人が日本各地に旅行するようになり、日本各地の郷土料理や日本での体験に関連するグッズを買い求めるケースが増加しているとのこと。例えば、日本で餅つき体験をした台湾人が「杵」が欲しいと言ってきた例があった。 ・大分県産品のより一層の取扱いを依頼したところ、ルートがうまくできるともっと伸びる可能性があるとのアドバイスをいただいた。 	

●大立百貨市場調査の様子



目的・内容
・成果等

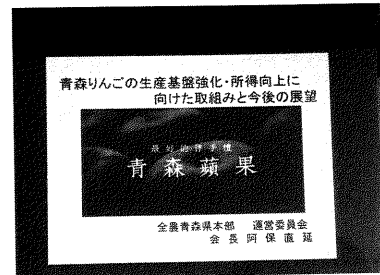
(成果)

食品売り場には日本の商品が多く並んでいたが、大分県産のものは数える程度であった。それに比べ、宮崎県産のものは日向夏、宮崎牛、乾椎茸等多く取り扱われており、力の入れ具合によっては大分県産品が食い込める余地は大きいと感じた。エレベーターの扉には一面に山形県のPRがされており、山形県知事によるトップセールスの効果が出てきていると感じた。県による海外への県産品の売り込みの強化が必要であることが認識できた。

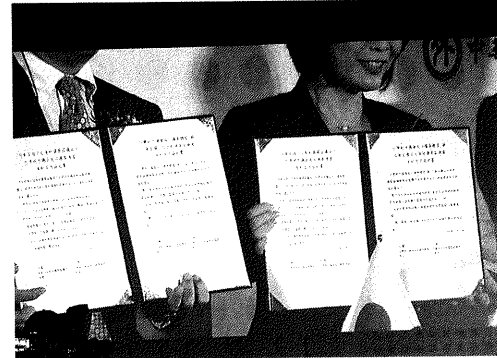
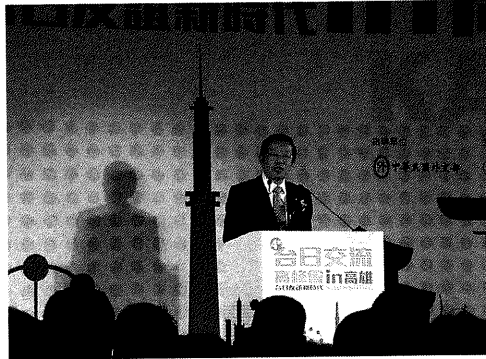
政務活動費（県外・**海外**）調査研究報告書

会派名 おおいた維新の会

日程	平成 30 年 7 月 7 日（土）	14:30～21:00
場所	台湾 高雄市前鎮區成功二路39號 高雄展覽館	
相手方	日台交流サミット in 高雄（全国日台友好議員協議会）	
参加議員氏名	桑原宏史	
目的・内容・成果等	<p>(目的)</p> <p>台湾高雄市議会主催による「日台交流サミット in 高雄」に参加し、台湾と日本の地方議会交流に関する講演とテーマ別討論を受講するほか、国際交流を通じた連携を深め、日台関係のさらなる発展を期する</p>	
	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台湾と日本の地方自治体間の更なる交流を図ることを目的に開催 ・今回の高雄大会で4回目（台湾での開催は初） ・過去3回は日本国内で開催（金沢市、和歌山市、熊本市） ・今回のサミットには日本からは323人の地方議員が参加（主催者報告） ・台湾からも高雄市議会をはじめ、118人の議員が参加 ・サミット終了後は晩餐会が設けられ、両国参加者により、相互交流が図られた。 ・サミット次第は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ●オープニング （過去3回のサミット開催状況や高雄市のPR映像） ●主催者あいさつ 康裕成・台湾地方議会友日議員連盟会長（高雄市議会議長） 藤田和秀・日本全国日台有効議員協議会会長（名古屋市議会議員） ●来賓あいさつ 頼清徳・台湾行政院長 陳菊・台湾総統府秘書長 ●高雄宣言採択・調印式 ●基調講演 謝長廷・台湾駐日代表（元高雄市長） ●テーマ討論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高雄市における老人福祉の推進 (2) 超高齢社会マーケティング (3) 台湾の新農業政策 (4) 青森りんごの生産基盤強化と所得向上 ●晩餐会 	



●サミットの様子



目的・内容
・成果等

(成果)

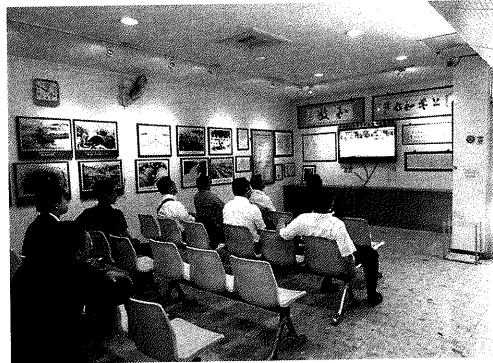
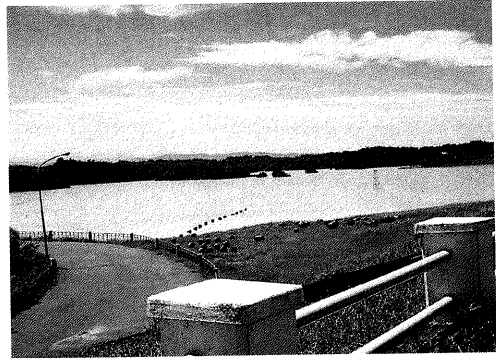
テーマ討論では、台湾においても急激に進む高齢化社会が大きな問題となっていることが示された。日本の方が高齢化が進んでおり、今後日本においてIoTやAI等の先端技術による高齢化社会対応策を進めば、世界に発信できる新たなビジネスとなるのは当然の事、日本と技術輸出先国との良好な関係強化に繋がると認識した。採択、調印された高雄宣言では、民間交流の拡大と観光促進、新たな環太平洋経済連携協定（TPP）への台湾加入を支持することが示された。

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会 派 名 おおいた維新の会

日 程	平成 30 年 7 月 8 日（日）	10：20～11：30
場 所	台湾 台南市官田區嘉南里68-2	
相 手 方	烏山頭水庫（烏山頭ダム）八田技師記念館	
参加議員 氏 名	桑原宏史	
目的・内容 ・成果等	<p>（目的） 日本と台湾の親善関係を支えてきた八田與一氏の功績を顕す烏山頭水庫（烏山頭ダム）の八田技師記念館を訪問し、同氏の偉業を顕彰するとともに功績への理解を深める</p>	
	<p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・烏山頭水庫（以下、烏山頭ダム）の堰堤下にある「八田技師記念館」を訪問し、八田氏の功績を紹介するビデオと展示資料を見学した。（ビデオや展示資料は日本語訳あり） ・烏山頭ダムは、台湾台南市北部の官田區に位置し、農業用水利を目的とするダムとして1920年に着工され、10年の歳月を経て1930年に完成している。 ・ダムの建設を計画し、工事の指揮をとったのが八田與一氏（石川県金沢市出身）であり、現地では通称「八田ダム」と呼ばれ親しまれている。 ・「セミ・ハイドロリックフィル式」と言われる耐震・環境配慮型の工法が採られ、建設当時はアジア最大のダムで、その灌漑受益面積は150haであった。 ・台湾の華南平野の田畑は水不足や塩害に苦しんでいたが、烏山頭ダムの完成により耕作環境は改善され、台湾の経済基盤であった農業は大きな発展を遂げることができた。 ・八田氏の功績は大きく、ダム堰堤近くには建設に携わったものや現地の農民が出資して銅像が建立され、その後ろには八田夫妻のお墓も安置されている。 ・八田氏の命日である5月8日には毎年慰霊祭が開催されており、本年開催された76周年慰霊祭には頼清徳行政院長（首相に相当）や八田氏の孫ら親族が出席。 ・現地水利組合は世界遺産登録を目指して活動をしているとのことであった。 	

●烏山頭ダムと八田技師記念館の様子



目的・内容
・成果等

(成果)

台湾農業を支え発展させる礎となった「烏山頭ダム」建設に大きな功績を残した八田與一については今回の訪問先のほぼ全てにおいて話題となった。その話の中で八田の慰霊祭が毎年大々的に行われていること、八田の功績が学校教科書へ掲載されていることが示され、日台友好関係の礎にもなっていることを確信した。本県出身の農業技師、中島力男も八田の側近としてダム建設にかかわっており、今後の県内高校の台湾への教育旅行においては、八田、中島が建設に携わり、いまだに台湾の方々からその功績を称えられていることなど、身近に感じることができるテーマを題材とすることで成果があがるものと考え。

領収書等の添付様式

整理番号 18

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用控

お取引内容 振込	種別 01	取扱店 038	ご利用年月日 30-06-29
取扱店番号	銀行番号	分行番号	口座番号
万円	千円	円	お取引金額 ¥50,000
デスウリヨウ		お取引後残高	
¥648		*****	
(00058)			

お振込明細・ご案内

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

山銭税申告納
付につき松山
税務署承認済

事業名、使途及び内容等

調査委託費 6 月分

あん分による充当の場合

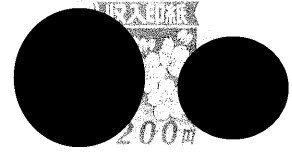
あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

調査委託契約書



委託者 大分県議会 維新の党会派 代表 桑原宏史（以下「甲」という）と [REDACTED]（以下「乙」という）とは、甲の政務調査の委託に関して、次の通り契約する。

第1条（契約の成立）

甲は、自らの政務活動に関する調査を委託し、乙はこれを承諾した。

第2条（調査の方法）

- （1） 約期間中、甲の指示に従って6回から8回を目途に、回数を分けて行われるものとする。
- （2） 1回の調査期間は概ね1か月とする。

第3条（調査の対象及び内容）

調査の対象は甲の政務活動に係る事柄とし、調査毎に発行される調査依頼書によって調査の内容と共に示されるものとする。

第4条（調査報酬等）

- （1） 甲は、乙に対し1回の調査に対する報酬として金50,000円を支払うこととする。
- （2） 甲は、本調査に関して乙が要した費用（資料費、交通費、通信費等）を乙の請求に基づき別途清算するものとする。
- （3） 報酬の支払いと必要経費の精算は毎回の調査終了日に、乙の定める銀行口座への振り込みによりなされるものとする。

第5条（期間）

本契約期間は、平成30年4月1日より、平成31年3月31日までの1年間とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 大分県佐伯市中村南町10番16号
大分県議会 維新の党会派
代表 桑原宏 [REDACTED]

乙 [REDACTED]

政務調査依頼書

業務委託者（甲）	大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史
業務受託者（乙）	■■■■■

甲は乙へ政務調査委託契約書に基づき下記の通り、政務調査を依頼する。

1. 件 名	平成 30 年第 2 回定例県議会に係る政務調査
2. 契約金額	金 50,000 円
3. 業務内容	平成 30 年第 2 回定例県議会に上程される議案、意見書、請願、報告を対象とし、これらをシステム論の観点から検証し、県民、国民に対し強く発信する必要があるものにつき、見解をまとめ報告する。
4. 期 間	平成 3 0 年 6 月 1 日 ～ 平成 3 0 年 6 月 3 0 日
5. 特記事項	

平成 3 0 年 6 月 1 日

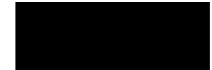
大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史
〒876 - 0854 大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号
TEL. 0972 - 28 - 5490 FAX. 0972 - 28 - 5361

平成30年6月24日

政務調査委託業務終了報告書 兼 請求書




大分県議会会派 おおいた維新の会

桑原宏史 殿



平成30年6月1日付け政務調査委託業務依頼について、下記のとおり業務が完了したので報告します。

なお、当該業務に係る委託金を合わせて請求しますので、下記口座に振り込み願います。

1.成果報告	<p>【平成30年第2回定例県議会に係る政務調査】</p> <ul style="list-style-type: none">・上程議案につきシステム論の観点から内容を精査し、議案質疑及び討論すべき対象を提示し、案を作成する。(3件) <p>*平成30年6月23日メール送信済み</p>
2.請求額	金 50,000 円
3.振込口座	<ul style="list-style-type: none">・ ・ ・ 



第2回定例会

2018年6月14日(木) 9:15

To 自分

桑原様

第2回定例会が始まりました。

今回は、どのような準備が必要でしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

From

Re: 第2回定例会

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2018年6月15日(金) 10:04

To

ご連絡が遅くなり申し訳ありません。

今回の定例会の予算議案については6月補正予算にて2つの事業が挙げられているのみです(平成30年度一般会計6月補正予算案参照)。この内砂防課の「土砂災害情報提供強化事業」に関して、3月の予算特別委員会でとりあげた、危険地域からの移転を促す事を組み入れるよう提案します。

また予算外議案では「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例案」について、規制優先ではなく、係留場所等の整備を進めることで海洋リクリエーションの健全な発展による地域への誘客に繋がる運用を求めたいと考えております。

上記2点については、[redacted]さんをお願いするまでもないと思っておりますが、特にお気づきになる論点等があればお知らせ下さい。議案質疑は6月20日に行います。

今回[redacted]さんをお願い致しますのは、いつものように、意見書案に対する見解です。意見書案は6月18日に挙げられますので入手後すぐにお送りします。20日に賛否の表明のみ議会運営委員会に伝えます。討論は定例会最終日の27日となります。

以上よろしくお願ひいたします。

Re[2]: 第2回定例会

受信トレイ

2018年6月16日(土) 16:06

To 自分

桑原様

了解しました。

ところで、話は変わりますが、今年度の県議会活動報告(の一部)を拝見させていただきました。

<https://www.facebook.com/ishin.oita/posts/1780424771979410>

現在の議員活動では、災害対応に重点を置いているのでしょうか。

From

農林水産委員会

2018年6月18日(月) 10:48

To 自分

桑原様

6月21日(木)に農林水産委員会が開かれるようですが、これに対する準備は必要ですか。

From

Re: Re[2]: 第2回定例会

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2018年6月18日(月) 13:13

To

様

本日意見書案が挙がって来ましたので、取り急ぎお送り致します。賛否を明日のお昼までに事務局に伝えなければなりません。よろしくお願ひします。時間がなく1枚ずつのPDFで方向も修正できてません。お許し下さい。

“現在の議員活動では、災害対応に重点を置いているのでしょうか。”

昨年県内では自然災害が多く佐伯市も台風18号により大きな被害を受けました。被災地域を数カ所巡り多くのご要望を頂きましたので県に繋げる活動をしてきました。活動報告ではこの事をメインに取り上げましたが、現在では災害対応活動は落ち着いています。特に災害対応に力点を置いている訳ではありませんが、毎年のように自然災害が発生していますので、対応は多くなると思っています。

“6月21日(木)に農林水産委員会が開かれるようですが、これに対する準備は必要ですか。”

ご指摘ありがとうございます。不要です。

Fwd: 県議会活動報告

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2018年6月18日(月) 14:15

To

様

4月に配布した県議会活動報告をお送りしておきます。

意見書案

受信トレイ

2018年6月18日(月) 15:11

To 自分

添付された意見書案を読みました。

桑原さんの賛否はどうでしょうか。

From

意見書に対する賛否

受信トレイ

2018年6月18日(月) 21:33

To 自分

以下は、私の提案です。

地方財政の充実・強化を求める意見書 → 反対・討論なし

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 → 反対・討論なし

決裁文書改ざん、日報隠蔽などで損なわれた行政の信頼回復を求める意見書 → 賛成・討論なし

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書 + 旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書 → 賛成・討論あり?

地域材の利用拡大推進を求める意見書 → 賛成? 反対? ・討論あり

ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書 → 賛成・討論なし

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書 → 賛成? 反対? ・討論あり

優生保護法は、時間があれば取り上げようと思います。

公明党の意見書案は、いつものことですが、表題に掲げられている目標は良いけれども、提案されている手段に問題があります。

こういう場合、賛成とするべきなのか、反対とするべきかは悩ましいところです。

以上、よろしくお願いします。

From

Re: 意見書に対する賛否

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年6月18日(月) 23:55

To

様

ご見解をありがとうございます。

“旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書 + 旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書 → 賛成・討論あり?”

優生保護法は、時間があれば取り上げようと思います。

公明党の意見書案は、いつものことですが、表題に掲げられている目標は良いけれども、提案されている手段に問題があります。こういう場合、賛成とするべきなのか、反対とするべきかは悩ましいところです。”

被害者救済という目的に対しては誰もが異論を唱えることをはばかると思います。賛否だけで見られると誤解を受ける可能性が高いと思いますので賛成の上、代替手段を提示して条件付きの賛成討論をしたいと思います。私には代替手段が思いつきませんが、「福祉→保険」の論法でしょうか? ご教授お願いします。

“地域材の利用拡大推進を求める意見書 → 賛成? 反対? ・討論あり“

目的は良いですが手段は林業へ補助がメインと受け取られますので、反対の上、林業が市場原理の上で持続可能な産業となるように提案できればと望みます。

”日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書 → 賛成? 反対? ・討論あり“

年金制度自体の是非を問う観点から反対討論というので良いでしょうか?

Re[2]: 意見書に対する賛否

受信トレイ

2018年6月19日(火) 9:47

To 自分

政治で重要なのは、手段である政策ということで、反対討論ということにしたいと思います。

地方財政の充実・強化を求める意見書 → 反対・討論なし

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 → 反対・討論なし

決裁文書改ざん、日報隠蔽などで損なわれた行政の信頼回復を求める意見書 → 賛成・討論なし

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書 + 旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書

→ 賛成・討論あり

地域材の利用拡大推進を求める意見書 → 反対・討論あり

ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書 → 賛成・討論なし

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書 → 反対・討論あり

旧優生保護法の問題について：事後法（遡及処罰）禁止の原則により、当時合法であった行為を罰することはできませんが、当時の基準で見ても違法と言える行為があったようなので、それに限定して補償を行うという方針で良いでしょう。

日本年金機構の情報セキュリティ対策：対策の内容に異議があります。大風呂敷を広げるつもりはありません。

以上、よろしく申し上げます。

From

Re: Re[2]: 意見書に対する賛否

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年6月19日(火) 9:51

To

了解しました。ありがとうございます。

Re[4]: 意見書に対する賛否

受信トレイ

2018年6月19日(火) 11:07

To 自分

では、この選択に基づいて反対討論案を作成します。

From

Re: Re[4]: 意見書に対する賛否

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年6月19日(火) 11:09

To

お願いします。

優生保護法関係は賛成討論でよろしかったですか？

Re: Re[4]: 意見書に対する賛否

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年6月19日(火) 13:04

To [REDACTED]

優生保護法関係の意見書案は公明党、県民クラブ両会派から出されていましたが、公明党案で一本化することの事で、県民クラブ案は取り下げられました。確認ですが賛成討論でよろしいでしょうか？

意見書+農林水産委員会

受信トレイ

2018年6月19日(火) 16:23

To 自分

“優生保護法関係の意見書案は公明党、県民クラブ両会派から出されていましたが、公明党案で一本化することの事で、県民クラブ案は取り下げられました。確認ですが賛成討論でよろしいでしょうか？”

はい。取り下げられたということは、整理番号が以下のように変更になったということですか。

1. 地方財政の充実・強化を求める意見書
2. 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
3. 決裁文書改ざん、日報隠蔽などで損なわれた行政の信頼回復を求める意見書
4. 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書
5. 地域材の利用拡大推進を求める意見書
6. ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書
7. 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書

それ以外に何か変更はなかったのですか。完成版が出ているのなら、それを添付して送ってください。

もう一つ、今回の討論案に間に合うかどうかわからないのですが、昨年の農林水産委員会会議記録を読んでいて、近藤和義さんの発言の中に気になる話を見出しました。

“昨日もちょっと部長室でお願いをしたんですけども、やっぱり農林水産業というのは、自然が相手で、気候の変動のリスクが非常に高いです。全く想定外のことも起こり得るわけでありまして。と申しますのは、今年、皆伐などでたくさん植林をしたんですが、全滅、もう枯れてしまっているという状況。人為的なミスなら仕方がないですけれども、恐らくこれは気候変動だと思っています。そういうことについても試験研究機関の皆さんに今後いろんな研究をしていただきたいと思っておりますし、そういうことが起きた場合にどうするのか、そういう対策もしっかりと考えていただきたいと思っています。”

<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/1053468.pdf>

現在林野庁の方針で、針葉樹林の代わりに広葉樹林を植えることが行われているようですが、昨年植林をして全滅したのはどういう種類の苗木だったのか、また、原因についてその後わかったのかに関して、今度の農林水産委員会で質問してもらえませんかでしょうか。この問題はいずれは取り上げたいと思っています。

以上、よろしくお願ひします。

From [REDACTED]

Re: 意見書+農林水産委員会

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2018年6月19日(火) 17:24

To [REDACTED]
[REDACTED] 様

更新された意見書案の一覧と、更新部分を添付にてお送りいたします。

整理番号はそのまま、「2教職員定数～」と「3旧優生保護法関係県民クラブ案」が取り下げられました。

また、「1地方財政の～」がトップランナー方式部分を削除する形で修正されております。

”現在林野庁の方針で、針葉樹林の代わりに広葉樹林を植えることが行われているようですが、昨年植林をして全滅したのはどういう種類の苗木だったのか、また、原因についてその後わかったのかに関して、今度の農林水産委員会で質問してもらえませんか。”

農林水産部林務課に問い合わせました。

近藤委員の話は、昨年3月から5月にかけて由布市において森林組合が再造林で植栽した杉の苗です。5ヘクタールで1万本～1万5千本程度が5月の終わりにはほぼ枯れたそうです。

県の林業研究部が調査したところ、虫害や病的な兆候、また凍傷痕等も認められず、植栽した時期に気温が高く雨が少なかった乾燥害が原因と推測しているそうです。

以上よろしく申し上げます。

2018年 第2回定例会 意見書に対する討論（案）

受信トレイ

[REDACTED]
2018年6月23日(土) 20:27

To 自分

重要な順番に並べています。一番目と二番目は長いので、三番目は、時間がなければ省略でもよいと思います。

2018年第2回定例会意見書に対する討論（案）

1. 質疑

1.1. 地域材の利用拡大推進を求める意見書

第6号議案「地域材の利用拡大推進を求める意見書」に反対する立場で討論を行います。

本意見書は、森林環境譲与税を活用して公共建築物を木造化・内装木質化するなど、木材利用拡大を要望していますが、森林環境税および森林環境譲与税は、地球温暖化防止や災害防止を目的としており、木材の利用拡大推進を目的としていません。木材の利用拡大推進のために森林環境を破壊するならば、本末転倒です。しかるに、政府は、平成30年度予算で、主伐（しゅばつ）時の全木集材と再造林を資源高度利用型施業（せぎょう）として支援することを決めました。間接的にはありますが、禿山（はげやま）を作るという環境破壊を補助金で促進しようとしているということです。

政府が木材利用拡大を推進するのは、本意見書の冒頭にも書かれている通り「戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎え」という認識があるからです。しかし、前提となっているこの認識がそもそも間違っています。2014年に科学誌『ネイチャー』に掲載された論文によると、年老いた樹木は若い樹木よりも成長が速く、より多くの二酸化炭素を吸収します。戦後人工林を造成してから、60年から70年程度しか経っていませんが、スギは

140年ほど、ヒノキは100年ほどの間成長が期待できるので、現在はまだ主伐の時期ではありません。伸び盛りの木を皆伐（かいばつ）することは、たとえその後再造林を行うとしても、二酸化炭素の吸収という点でも、木材資源の育成という点でも逆効果なのです。

だから、林業先進国であるドイツやオーストリアでは、日本のように50年で皆伐せず、100年単位で天然更新することにより、森林資源の保全と高収益の林業を両立させています。日本でも一部の林業家たちが、こうしたヨーロッパ型林業を自伐（じばつ）型林業と呼んで、実践しています。政府は、巨額の補助金を食いつぶしながら環境破壊を促進する従来型林業をやめ、持続可能で低コストな自伐型林業を普及させるべきです。そして、そのために政府が打ち出すべき最善の政策は、林業への補助金を減らすことです。

本意見書は、「木材利用を行う施設に係る補助率の嵩上げ、基準単価の見直し」を要望していますが、日本の林業はすでに、経費の七割から八割が補助金で賄われている補助金漬けの産業になっています。また、本意見書にはCLT（直交集成板）への支援も盛り込まれていますが、政府はすでに1立方メートルあたり15万円の平均価格を上限に全額補助することを決めています。もとよりヨーロッパのCLTは、1立方メートルあたり6万円程度で、しかも日欧EPAにより木材への関税が撤廃されるので、1立方メートルあたり15万円では勝負になりません。ヨーロッパとの競争に勝ち抜くために必要なことは、補助金を増やすことではなくて、逆にヨーロッパなみに減らし、かつ林業経営をヨーロッパ型に変換することです。

以上の理由から、従来型林業の延命しかもたらさない本意見書の提案に反対します。

1.2.日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書

続きまして、第8号議案「日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書」に反対する立場で討論を行います。

昨年8月、年金機構に提出された扶養親族等申告書1300万人分のデータ入力業務を受託したSAY企画は、業務の一部を契約に反し中国企業に再委託し、さらにSAY企画のミスにより、約十五万人に過少支給あるいは過大支給がなされるという結果となりました。業務再委託は別の会社でも行われていることがその後の調査で発覚し、今月、厚生労働相は日本年金機構に対して業務改善命令を行い、機構は再発防止のためのプロジェクトチームを設置しました。

本意見書が求める取り組みは、どのみちなされるでしょうが、これだけでは不十分です。今回の問題を抜本的に解決するには、これまでのように紙媒体で申告させ、年金機構側で手書きの文字をデジタルに変換するのではなくて、申請者にネットを通じて直接デジタル入力をさせなければなりません。キーボード入力ができない申請者もいるでしょうが、その場合は、スタイラスペンや音声で入力してもらい、コンピューターによる認識結果を申請者本人に確認してもらえばよいでしょう。これは個人情報の外部流出リスク、入力ミス、経費を減らす上で最も効果的な方法です。

今回入力を委託された扶養親族等申告書のうち、2016年1月以後のものには、マイナンバーが記載されるようになっていたにもかかわらず、マイナンバーをキーに抽出した情報が使われませんでした。このように、今回の問題の背景には、紙媒体での情報処理を基本とする行政慣行やマイナンバーの組織横断的な活用の欠如があり、たんに日本年金機構のガバナンスを強化するだけでは、不十分なのです。

もとより、日本年金機構は、前身の社会保険庁の時代から、今回の件に限らず、さまざまな不祥事を起こしてきたことは周知のとおりです。組合の影響が強く、プロフェッショナルな仕事を期待することができない日本年金機構を改善ではなく、解散させ、代わりに、よりプロフェッショナルな能力を持つ国税庁を財務省から独立させ、歳入庁とし、そこに徴税と社会保険料の徴収を一元的に行わせるべきではないでしょうか。その方が、行政の効率化を図りつつ、納税者の公平・公正感を醸成することができます。

以上の理由から、抜本的な問題解決からはほど遠い本意見書の提案に反対します。

1.3.旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

最後に、第5号議案「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書」に賛成する立場で討論を行います。

旧優生保護法は、現在の私達の価値観からすれば、おおよそ許容できるものではありませんが、この法律が、戦後の食糧不足と出産ラッシュの時期に保守革新の双方から支持されて、民主主義的な手続きに則って可決されたことも事実です。当時合法であった行為を、現在の価値観に基づいて遡及して処罰することは、事後法禁止の原則によりできません。

ただし、この法律は当時かなり濫用され、障害がない人に対しても不妊手術を施すなど、当時の基準に照らし合わせても違法と言える行為が横行していたようなので、そうした違法行為の被害者に対しては、直ちに補償が行われるべきです。

もしも旧優生保護法が、らい予防法のように、違憲とする判決が出された場合、らい予防法の時と同様に、違憲である法律の被害者は国家賠償の対象となります。本意見書の三番目は、判決を待たずして救済措置を早く講じることを要望しているようですが、現在国家賠償訴訟が行われているところであり、その判決を待つべきであると思います。

以上の理由から、条件付きではありますが、本意見書の提案に賛成します。

2.参考資料

2.1.地域材の利用拡大推進を求める意見書

2.1.1.平成30年度税制改正の概要

http://www.soumu.go.jp/main_content/000522323.pdf

“パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。”

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の趣旨

2.1.2.平成30年度林野庁予算概算要求の概要について

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/170906si-14.pdf>

“意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援。

平成 30 年度予算林業・木材産業成長産業化促進対策

資源高度利用型施業・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施。”

2.1.3.古い大木の方が二酸化炭素を吸収する

Stephenson, N. L., A. J. Das, R. Condit, S. E. Russo, P. J. Baker, N. G. Beckman, D. A. Coomes, et al. “Rate of Tree Carbon Accumulation Increases Continuously with Tree Size.” *Nature* 507, no. 7490 (March 2014): 90–93. <https://doi.org/10.1038/nature12914>.

日本語解説：<http://www.afpbb.com/articles/-/3006698>

“Here we present a global analysis of 403 tropical and temperate tree species, showing that for most species mass growth rate increases continuously with tree size. Thus, large, old trees do not act simply as senescent carbon reservoirs but actively fix large amounts of carbon compared to smaller trees; at the extreme, a single big tree can add the same amount of carbon to the forest within a year as is contained in an entire mid-sized tree.”

2.1.4.高齢林の林型および成立条件に関する研究会報告書

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/kanchu/num39/houkoku/3-rinkei.pdf>

“スギ 72 本、ヒノキ 80 本の樹幹解析を行った。解析結果をもとに、連年材積成長量と平均材積成長量を比較した結果、スギ、ヒノキともほとんどの個体は高齢でも平均材積成長量が増加することを確認した。スギの劣性木については、一部、平均材積成長量が連年材積成長量より小さい値を示した。ヒノキについては優勢木から劣性木まで、70 年生以降も平均材積成長量が増加する傾向を示した。以上より、スギに関しては劣性木を除けば林齢約 140 年生まで、ヒノキに関しては 80～100 年生まで、各個体の成長が期待できると考えられた。”

劣性木は、間伐の対象になるので、除外して考えます。

2.1.5.ドイツとの比較分析による日本林業・木材産業再生論

<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/research/2005/report-216.html>

“わが国林業は従来、植林して 40～50 年ですべて伐採(皆伐)するという短伐期・皆伐方式をとってきた。ところが、皆伐方式ではなどにヘクタール当たり数百万円もかかり、皆伐による木材伐採収入でこうしたコストを賄うことはできない。九州などで大面積皆伐が行われた後に再造林されず放置された林地が拡大しているのは、このためである。

短伐期・皆伐方式は、木材価格が十分に高い反面、人件費が安かった戦後まもなく考え出された林業方式であり、その前提条件は以前より覆っている。日本林業の悲劇は、それにもかかわらず、短伐期・皆伐に代わるモデルが提示されていないことである。

皆伐すれば、その後の植林から育林に多額の経費がかかることは、ドイツでも同じである。このため、ドイツでは皆伐せず、間伐によって木材を収穫し続け、林齢が 100 年前後となった段階で、天然更新を促しながら数回に

分けて最終収穫を行うという可能な限りコストのかからない林業方式を採用している”

2.1.6.自伐型林業推進協会

<http://jibatsukyo.com/about/>

“自伐型林業（じばつがたりんぎょう）とは、採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的森林経営です。参入障壁が非常に低く、幅広い就労を実現します。今、国土の7割を占める山林を活用する「地方創生の鍵」として期待され、全国各地で広がっています。”

2.1.7.木材使った新建材 購入補助 政府、国内林業後押し

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO28722050Z20C18A3MM0000/>

“政府は建設会社が木材を使った新建材を購入する費用を補助する制度を5月にも始める。対象は強度が高い「直交集成板」(CLT)と呼ばれる建材で、平均価格にあたる1立方メートルあたり15万円を上限に全額補助する。建設資材の購入費を直接助成する制度は初めて。国産木材の活用を後押しする狙いだ。”

2.2.日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書

2.2.1.年金入力ミス過少支給10万人 過大も4.5万人

<https://mainichi.jp/articles/20180327/k00/00m/040/123000c>

“情報処理会社のSAY企画（東京都豊島区）が年金データ入力を巡り契約違反をしていた問題で、日本年金機構は26日、入力ミスで約10万4000人に計約20億円の過少支給があったと発表した。過大支給も約4万5000人、計約8000万円あった。”

2.2.2.年金機構の業務再委託、別会社でも53万人分

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO29095500W8A400C1EA4000/>

“日本年金機構がデータ入力を委託した東京都内の会社が契約に反して業務を再委託していた問題で、機構は6日、札幌市内の会社でも再委託が見つかったと発表した。国民年金の保険料の免除に必要な申請書など約53万6千人分のデータを別の会社に渡していた。”

2.2.3.厚労相、年金機構に業務改善命令の方針

<https://www.asahi.com/articles/ASL653CPKL65UCLV003.html>

“委託業者によるデータ入力ミスなどで年金の過少支給が相次いだ問題で、加藤勝信厚生労働相は5日の閣議後会見で、日本年金機構に対して「業務改善命令という形で明確に指示を出していくということも必要」と述べ、機構の対応を厳しく監督していく方針を示した。

4日に公表された第三者調査委員会の報告書は、委託業者の選定手続きや点検のあり方に抜本的な見直しが必要だと指摘。これを受け、機構は再発防止のためのプロジェクトチームを同日設置している。”

2.2.4.日本維新の会財政政策・制度

<https://o-ishin.jp/policy/act04/>

“行政の縦割りを排除し歳入庁を設置。徴税と社会保険料の徴収を一元化し、行政の効率化を図りつつ納税者の公平・公正感を醸成する。”

2.3.旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

2.3.1.「障害ないのに不妊手術」 旧優生保護法、提訴意向の熊本市女性

<https://this.kiji.is/376143518206690401?c=92619697908483575>

“旧優生保護法（1948～96年）下で障害者らが不妊手術を強制されたとする問題で、国に損害賠償を求め、熊本地裁に提訴の意向を固めた熊本市内の70代女性が、障害がないのに手術を受けていたことが3日、全国被害弁護団の弁護士への取材で分かった。同市中央区の熊本学園大で開かれた強制不妊手術問題を考える講演会で、松村尚美弁護士（同市）が明らかにした。松村弁護士によると、女性は20代の時に第1子を妊娠。産婦人科を受診した際に、医師から「胎児がまともに育たない」などと告げられ、人工中絶と卵管を縛る手術を受けたという。女性に障害はなかった。女性は「若かったから、医師の言うことをうのみにしてしまった」と話しているという。旧法下では、国や自治体を挙げて不妊手術を推し進めていたことも明らかになっている。松村弁護士は「女性の手術は旧法の乱用と考えられる。手術の件数を増やすために利用された可能性もある」と話した。障害のない人への不妊手術では、東京都の70代男性が14歳のころ宮城県内の児童施設で不妊手術を強制されたとして、5月に東京地裁に提訴している。”

2.3.2.旧優生保護法強制不妊、一斉提訴 「違憲」国に賠償請求

<https://mainichi.jp/articles/20180517/dde/001/040/049000c>

“「不良な子孫の出生防止」を掲げた旧優生保護法（1948～96年）に基づき不妊手術を強制されたのは「個人の尊厳」などを保障する憲法に反するとして、東京、宮城、北海道に住むいずれも70代の男女3人が17日、国に総額計約8000万円の損害賠償を求めて東京、仙台、札幌の各地裁に提訴した。旧法下の不妊手術をめぐる国賠訴訟は、今年1月末に仙台地裁に起こした宮城県の60代女性による提訴に続く第2陣で、一斉提訴は初めて。”

Re: 2018年 第2回定例会 意見書に対する討論（添付ファイル）

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年6月24日(日) 16:31

To [REDACTED]

[REDACTED] 様

討論案をありがとうございました。

ファイルもしっかり開けました。

現在の林業の状況を理解できました。しっかり主張してまいります。

桑原

9月定例会の依頼

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2018年9月1日(土) 2:24

To [REDACTED]
[REDACTED] 様

9月定例会の上程議案の説明会が行われましたので、資料をお送り致します。

今回は28議案、31報告が上程されます。以下資料の説明です。

1. 上程議案一覧&補正予算

上程議案の一覧と、補正予算概要と主な事業の説明です。今回の補正予算では災害からの復旧・復興とブロック塀安全対策がメインですが、特に気になるものがなければ質疑なしでかまいません。

2. 主な予算外議案の説明

多くの議案が法改正に伴う条例の改正等ですが、それ以外の大きなものとしては九住校を農業単科校として本校化することと、関連するくじゅうアグリ創生塾の設置があります。

3. 一般会計と病院局、企業局の決算概要です。これらは今回上程されますが、9月定例会で審議されず、10月の決算特別委員会で精査されます。詳しい資料を入手したらお送りいたします。10月の調査依頼とさせていただきます。(本会議での質疑は可能です)

4. 外郭団体報告書

こちらは9月定例会にて承認事項となります。気になるものがあればより詳しくリサーチ致します。

9月定例会のスケジュールも資料1中にありますが、本会議での議案質疑をする場合は9月14日となります。各常任委員会は9月18日、19日に開催されます。私の所属する農林水産委員会は19日です。

意見書案は9月12日に明らかになりますのですぐにお送りします。翌日の13日に賛否のみを伝え、閉会日の9月25日に討論となります。

以上よろしくお願い致します。

Re: 9月定例会の依頼

受信トレイ

[REDACTED]
2018年9月1日(土) 11:35

To 自分

桑原様

9/14: 本会議での議案質疑について

「主な予算外議案の説明」を読んで、第8,9号議案「大分県地方行政機関設置条例等の一部改正について」において、なぜ佐伯県税事務所と豊後大野県税事務所だけが廃止なのか、疑問に思い、調べてみました。収入額と管轄区域の小ささ、近隣の事務所からの距離が理由のようです。

「具体的な再編対象としては、収入額が100億円を下回る3事務所が考えられるが、日田県税については、管轄区域が最大であり、近隣の事務所から1時間以上かかること、また収入額も50億円程度あることを考慮し、単独事務所として存続する。他方、収入額等が小規模で、互いに隣接する佐伯県税と豊後大野県税については再編対象とする。」

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2009760.pdf>

県議会や市町村からは「県民サービスの低下」を問題にする声が上がっています。

「現在は、申請や申告の内容について窓口で確認を受けたいうえで書類を提出しているが、事務所廃止後の窓口で

は、確認が受けられず、申請等の提出のみとなるため、再度の来所や大分市まで行く必要がないようにしてほしい。(答弁)自動車税や不動産取得税、免税軽油の申請などについて、利用される地域住民が再度来所する必要のないよう、ワンストップで対応するため、税の専門性を有する職員の配置について検討したい。」

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2018638.pdf>

現在、政府は「デジタル・ガバメント実行計画」を推進しており、2019年10月から相続税でe-Tax(電子申告システム)を利用可能にするなど、納税手続きのオンライン化に力を入れています。

「デジタル・ガバメント実行計画」は、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる「行政サービスの100%デジタル化」を目標として掲げています。

デジタルファースト・アクションプランの三原則:

1. デジタルファースト:原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。
2. ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。
3. コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも/一か所で実現する。

「行政サービスの100%デジタル化」が実現するなら、地域ごとの窓口すら不要になります。収入額の大きさ、管轄区域の広さ、近隣の事務所からの距離は、単独事務所として存続させる理由にはならなくなります。もちろん、そうなるまで時間がかかりますが、段階的にであっても、六か所を四か所に減らすだけでなく、県税事務所を最終的には一か所(大分県税事務所)にするべきでしょう。本会議ではこうした趣旨の質問をはいかがでしょうか。

9/19:農林水産委員会について

もう少し資料を読んで考えたいと思います。

10月:決算特別委員会

2016年(平成28年)に予算特別委員会で質疑と要望をしましたが、今年は隔年で番が回ってきたということでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

From

2018年9月定例会農林水産委員会

受信トレイ

2018年9月1日(土) 22:21

To 自分

桑原様

9/19:農林水産委員会で、以下の問題点を取り上げたいのですが、いかがでしょうか。

「主な予算外議案の説明」13頁にある「公益財団法人森林ネットおおいた」の事業に林業研修事業(林業研修所の指定管理受託、おおいた林業アカデミーの実施)があります。

おおいた林業アカデミーでは、11か月の受講料が無料の上、研修期間中、受講生は、月額12.5万円の『緑の青年就業準備給付金』が支給されます。

<http://oita-mori.net/cat01/9986/>

<http://oita-mori.net/wordpress/wp-content/uploads/2017/10/%E6%A1%88%E5%86%85.pdf>

しかし、この好待遇を受ける条件として、研修終了後、森林組合、林業会社、製材設備を持っている会社等、林業分野の事業体等と常用雇用の雇用契約を締結して労働しなければなりません。さもなければ、給付金の全額返

整理番号	19
------	----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成30年6月29日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥150,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥170,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥510
	所得税	
	合計	¥510
差引支給額		¥169,490
事業所名 おおいた維新の会 [Redacted]		

事業名、使途及び内容等

政務活動補助員 6 月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (85,000 円)

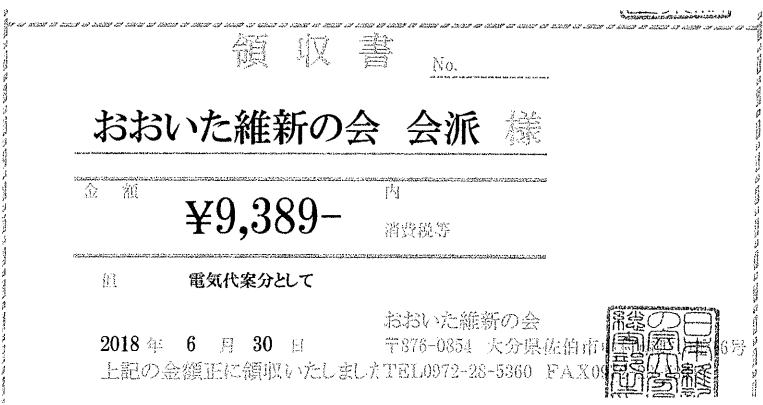
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	20
------	----

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

電気料金 6 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

整理番号 22

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書 No. _____	
おおいた維新の会 会派 様	
金 額	内 消費税等
¥1,195-	
但 水道代案分として	
2018年 6 月 30 日	
おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市	
上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361	

事業名、用途及び内容等

水道代 6 月分案分として


あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	23	<h2 style="margin: 0;">領収書等の添付様式</h2>
領収書その他の証拠書類の添付欄		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">領 収 書 <small>No. _____</small></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr/> <p style="text-align: center;">金 額 内</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">¥3,997-</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">消費税等</p> <hr/> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">但 電話代案分として</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">2018年 6 月 30 日</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">おおいた維新の会 〒876-0654 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0</p> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">  </div> </div>		
事業名、使途及び内容等		
電話料金 <u>6</u> 月分案分として		
あん分による充当の場合		
あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 (円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費充当額 (円)		

整理番号 25

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	内	
¥64,800-	消費税等	
但 事務所家賃案分として		
2018年 6 月 30 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯	第16号
上記の金額正に領収いたしました。TEL0972-28-5360 FAX		

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料 6 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

政務活動費会計帳簿

会派名 おおいた維新の会

【 30年 7月分】

日	摘要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番 号	備考		
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
1	前月繰越		0	170,960														
17	政務活動費7月分受入れ	300,000	0	470,960														
31	政務活動補助員給与		87,500	383,460												87,500		26
31	電気代		13,592	369,868								13,592						27
31	ガス代		999	368,869								999						28
31	水道代		955	367,914								955						29
31	電話代		4,319	363,595												4,319		30
31	コピー機リース料金		4,200	359,395												4,200		31
31	事務所家賃		64,800	294,595								64,800						32
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
			0	294,595														
	月 計	300,000	176,365	294,595	0	0	0	0	0	0	0	0	80,346	8,519	87,500	0	0	

領収書等の添付様式

整理番号	26
領収書その他の証拠書類の添付欄	

給料支払明細書		
平成30年7月31日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥155,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥175,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥525
	所得税	
	合計	¥525
差引支給額		¥174,475
事業所名 おおいた維新の会		[Redacted] 領印

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 7 月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (87,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇用契約書

氏名	██████████	生年月日	██████████
住所	██		
連絡先	██████████	緊急時連絡先	

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 30 年 7 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
就業場所	大分県佐伯市中村南町10-16
業務内容	政務活動補助
就業時間	午前 8 時 0 分 ~ 午後 5 時 0 分 内実働4時間
休日	日祝日、年始年末
給与(賃金)	月給 基本給 155,000 通勤手当 20,000
給与支払方法	当月 末日支払 (末日締切)
給与振込先	銀行 支店 口座番号

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

平成 30 年 7 月 1 日

雇用者 会 派 名

おおいた維新の会

代表者名

桑原 宏史

被雇用者 氏 名

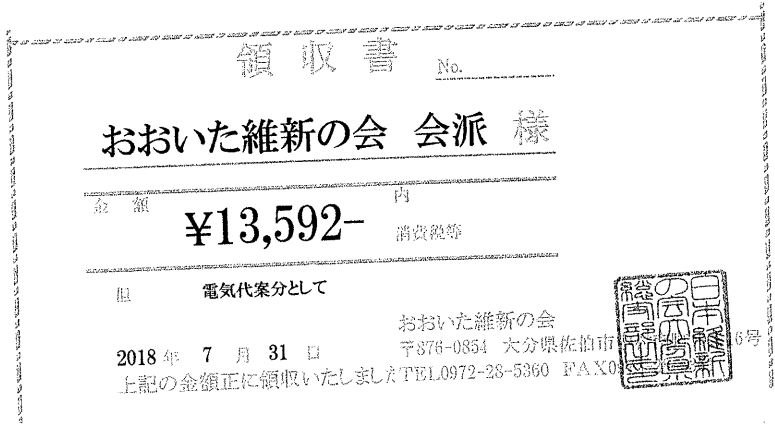
██████████



領収書等の添付様式

整理番号	27
------	----

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

電気料金 7 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

整理番号 28

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄


領 収 書 No. _____

おおいた維新の会 会派 様

金 額	¥999-	内		消費税等
-----	-------	---	--	------

但 ガス代案分として

2018年 7 月 31 日 おおいた維新の会
〒876-0854 大分県佐伯市
 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361



事業名、用途及び内容等

ガス料金 7 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	30	領収書等の添付様式
------	----	-----------

領収書その他の証拠書類の添付欄	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書 No. _____</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">金 額</td> <td style="width: 40%; text-align: center; font-size: 1.5em;">¥4,319-</td> <td style="width: 30%; text-align: left;">内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: left;">消費税等</td> </tr> </table> <hr/> <p>領 収 書 電話代案分として</p> <p>2018年 7 月 31 日</p> <p>上記の金額正に領収いたしました TEL.0973-28-5360 FAX0</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> </div>	金 額	¥4,319-	内			消費税等
金 額	¥4,319-	内					
		消費税等					

事業名、用途及び内容等	電話料金 <u>7</u> 月分案分として
-------------	-----------------------

あん分による充当の場合	あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 (円)
-------------	---

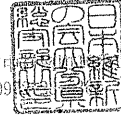
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)
---------------	----------------------------------

領収書等の添付様式

整理番号	31
------	----

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>領収書 No. _____</p> <p>おおいた維新の会 会派 様</p> <p>金額 内</p> <p>¥4,200- 消費税等</p> <p>但 コピー機リース料案分として</p> <p>2018年 7 月 31 日</p> <p>上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-28-5360 FAX.0972-28-5361</p>	
---	--



事業名、使途及び内容等

コピー機リース料 7 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

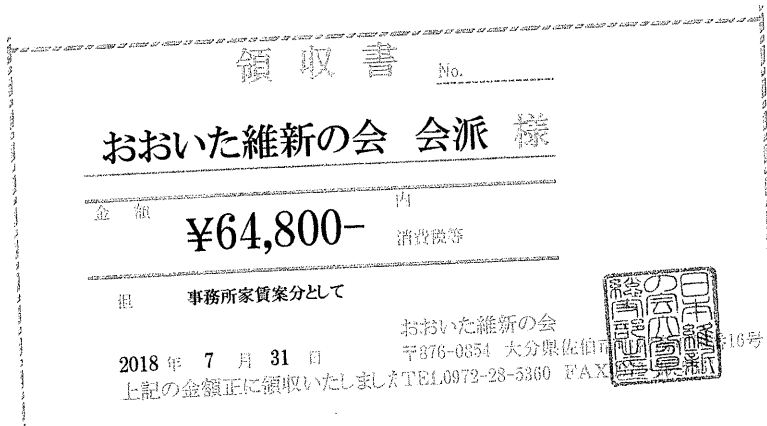
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号	32
------	----

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料 7 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

整理番号 33

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成30年8月31日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥155,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥175,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥525
	所得税	
	合計	¥525
差引支給額		¥174,475
事業所名 おおいた維新の会 [Redacted]		

事業名、使途及び内容等

政務活動補助員 8 月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (87,500 円)

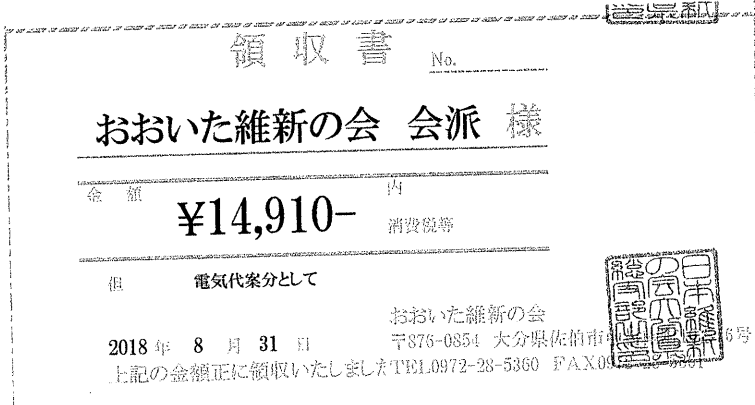
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 34

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

電気料金 8 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

領収書等の添付様式

整理番号 35

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥945-	内
		消費税等
但	ガス代案分として	
2018年 8 月 31 日 上記の金額正に領収いたしました		
おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 TEL0972-28-5360 FAX _____		



事業名、使途及び内容等

ガス料金 8 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

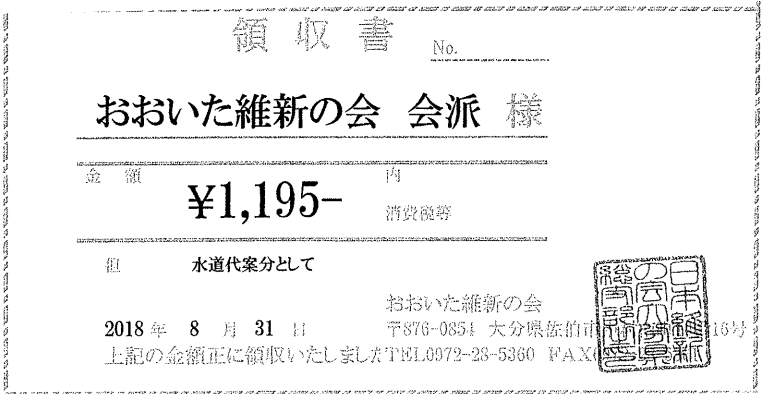
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	36
------	----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

水道代 8 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

37

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥4,142-	内
		消費税等
組	電話代案分として	
2018年 8 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 16号	
上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-28-5360 FAX()		

事業名、用途及び内容等

電話料金 8 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

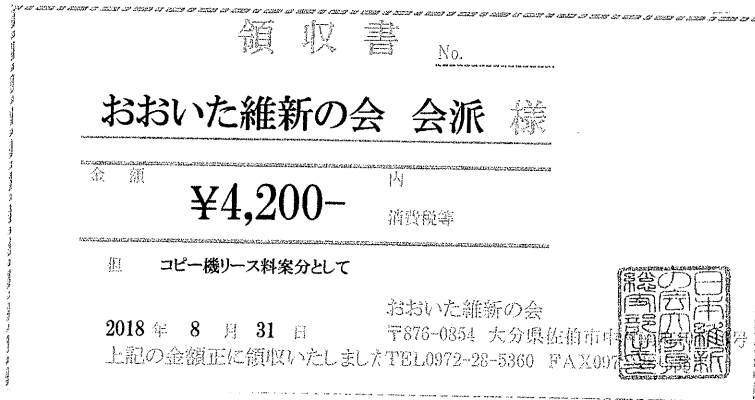
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号 38

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

コピー機リース料 8 月分案分として


あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	39	<h2 style="margin: 0;">領収書等の添付様式</h2>						
領収書その他の証拠書類の添付欄								
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">領 収 書 No. _____</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0 0 0;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 5px 0;"/> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; border: none;">金 額</td> <td style="width: 40%; text-align: center; border: none;">¥64,800-</td> <td style="width: 30%; text-align: center; border: none;">内</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="text-align: center; border: none;">消費税等</td> </tr> </table> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="text-align: center; margin: 0;">領 事務所家賃案分として</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0 0 0;">2018年 8 月 31 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">上記の金額正に領収いたしましたTEL0972-28-5360 FAX0</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: 10px; margin: 0;">おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 16号</p>  </div> </div>			金 額	¥64,800-	内			消費税等
金 額	¥64,800-	内						
		消費税等						
事業名、使途及び内容等	事務所賃貸料 <u>8</u> 月分案分として							
あん分による充当の場合	あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 (円)							
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)							

領収書等の添付様式

整理番号 40

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用控

お取引内容	機械番号	取引番号	ご利用年月日
振込	11	072	30-09-27
取引店番号	銀行番号	口座番号	口座番号
万円部	五千円部	千円部	円部
			お取引金額
			¥50,000
テスクリヨウ			お取引後残高
¥648			*****
(00034)			
ご依頼人オオイタイツノカイ			
お振込先 XXXXXXXXXX			
お受取人 XXXXXXXXXX			

いつもご利用いただきありがとうございます。 印紙税申告済

伊予銀行 印紙税申告済

伊予銀行 伊予支店

事業名、使途及び内容等

調査委託費 9 月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務調査依頼書

業務委託者（甲）	大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史
業務受託者（乙）	■■■■■

甲は乙へ政務調査委託契約書に基づき下記の通り、政務調査を依頼する。

1. 件 名	平成 30 年第 3 回定例県議会に係る政務調査
2. 契約金額	金 50,000 円
3. 業務内容	平成 30 年第 3 回定例県議会に上程される議案、意見書、請願、報告を対象とし、これらをシステム論の観点から検証し、県民、国民に対し強く発信する必要があるものにつき、見解をまとめ報告する。
4. 期 間	平成 3 0 年 9 月 1 日 ～ 平成 3 0 年 9 月 3 0 日
5. 特記事項	

平成 3 0 年 9 月 1 日

大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史
〒876 - 0854 大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号
TEL. 0972 - 28 - 5490 FAX. 0972 - 28 - 5361

平成30年9月24日

政務調査委託業務終了報告書 兼 請求書




大分県議会会派 おおいた維新の会

桑原宏史 殿



平成30年9月1日付け政務調査委託業務依頼について、下記のとおり業務が完了したので報告します。

なお、当該業務に係る委託金を合わせて請求しますので、下記口座に振り込み願います。

1.成果報告	<p>【平成30年第3回定例県議会に係る政務調査】</p> <ul style="list-style-type: none">・上程議案につきシステム論の観点から内容を精査し、議案質疑及び討論すべき対象を提示し、案を作成する。(5件) <p>*平成30年9月17日メール送信済み</p>
2.請求額	金 50,000 円
3.振込口座	<ul style="list-style-type: none">・ ・ ・ 



還の対象となります。

<http://oita-mori.net/wordpress/wp-content/uploads/2016/09/H28-QA%E9%9B%86h281122.pdf>

自伐型林業のような自営業型の林業は、おおいた林業アカデミーの対象外ということです。大分県でも、下毛の里自伐型林業研究会のように、自伐型林業を目指す人々がいます。現行林業だけを補助金で手厚く支援することは、フェアな行政とは言えません。様々な施業の可能性に対して、オープンであるべきです。県は、県の林業施策において、自伐型林業をどのように位置づけているのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

From [REDACTED]

Re: 9月定例会の依頼

[REDACTED]
2018年9月3日(月) 13:23

To [REDACTED]

[REDACTED] 様

返信遅くなり申し訳ありません。

以下それぞれ回答させていただきます。

“「行政サービスの100%デジタル化」が実現するなら、地域ごとの窓口すら不要になります。収入額の大きさ、管轄区域の広さ、近隣の事務所からの距離は、単独事務所として存続させる理由にはならなくなります。もちろん、そうなるまで時間がかかりますが、段階的にであっても、六か所を四か所に減らすだけでなく、県税事務所を最終的には一か所（大分県税事務所）にするべきでしょう。本会議ではこうした趣旨の質問をしてはいかがでしょうか。”

本会議にて取り上げたいと思います。

・議案説明会時に執行部に聞いたところ、現状電子申告が7割、郵送での申告が2割、あとの1割が窓口での対応になっているとのことです。

・また、今回お送りした資料にあるとおり、佐伯市と豊後大野市には納税と申告の窓口として納税事務所を設置するとのことです。当初は、これまでの窓口業務も別の県出先機関（振興局や土木事務所）に受付をさせる予定でしたが、市等からの意見・要望を踏まえ、専門の徴税吏員を配置してこれまでと同様に納税受付と申告を受け付けるようにするとの事です。これまで県税事務所（佐伯・豊後大野）として行っていた課税業務を大分県税事務所に集約するとのことです。

・今回の再編により、現状県税事務所の職員定数157名より、全体で10名程度の削減になるという事です。“9/19：農林水産委員会で、以下の問題点を取り上げたいのですが、いかがでしょうか。”

取り上げたいと思います。ただ、委員会よりも本会議で質疑するほうがアピールが強くなりますので、14日(金)の本会議で、上記徴税業務のデジタル化の件と共に2件取り上げたいと思いますが如何でしょうか。質問時間はトータルで10分となります。

“10月：決算特別委員会

2016年（平成28年）に予算特別委員会で質疑と要望をしましたが、今年は隔年で番が回ってきたということでしょうか。”

ご指摘の通りです。

以上、よろしくお願い致します。

桑原

2018年9月定例会

受信トレイ

2018年9月3日(月) 16:30

To 自分

ミュージック・ピアガーデンご苦労様でした。

“委員会よりも本会議で質疑するほうがアピールが強くなりますので、14日(金)の本会議で、上記徴税業務のデジタル化の件と共に2件取り上げたいと思いますが如何でしょうか。質問時間はトータルで10分となります。”

わかりました。もし時間が余るなら、林業の方も質問してください。その場合、執行部の答弁を踏まえ、19日の農林水産委員会でさらに突っ込んだ質問をするというのもありかと思えます。その場合、本会議終了後、執行部の答弁を教えてください。

案作成前に一つ質問します。伯市と豊後大野市の県税事務所を廃止することで削減される職員は六名と資料にあったのですが、全体で十名程度ということは、他の県税事務所の人員も削減されるということでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

From

Re: 2018年9月定例会

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年9月3日(月) 17:12

To

“わかりました。もし時間が余るなら、林業の方も質問してください。その場合、執行部の答弁を踏まえ、19日の農林水産委員会でさらに突っ込んだ質問をするというのもありかと思えます。その場合、本会議終了後、執行部の答弁を教えてください。”

了解しました。そのようにさせていただきます。

“案作成前に一つ質問します。伯市と豊後大野市の県税事務所を廃止することで削減される職員は六名と資料にあったのですが、全体で十名程度ということは、他の県税事務所の人員も削減されるということでしょうか。”

■ご指摘の資料にあるのは、佐伯県税事務所と豊後大野県税事務所を廃止した場合の数字として提示されておりますが、私のお送りした資料では佐伯・豊後大野事務所の廃止と共に、「別府・日田・中津県税事務所の法人二税及び県民税利子割に係る課税業務を大分県税事務所に集約」とありますのでこれを含めて十名程度ということだと思います。説明を受けた時に今回の再編と業務集約全体でどれだけ削減予定かを質問した時の返答でした。

おおいた林業アカデミーの件について

受信トレイ

2018年9月5日(水) 17:57

To 自分

桑原様

私は、公益財団法人森林ネットおおいたが行う林業研修事業(おおいた林業アカデミーの実施)は県の事業と思っていたのですが、よく調べてみると、国(林野庁)が決めた事業のようです。以下の資料に書かれている通り、

「研修終了後1年以内に林業分野へ就業しなかった場合」「林業分野への就業を給付期間の1.5

倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合」に給付金返還というのは、国が決めたルールで、このルールを変える権限は自治体にはないと思われま

◎ 緑の青年就業準備給付金事業

http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/pdf/2_po_kyuhukin.pdf

出典：「緑の雇用」事業（林野庁）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/03.html>

「林業分野への就業」に対する森林ネットおおいたの説明

<http://oita-mori.net/wordpress/wp-content/uploads/2016/09/H28-QA%E9%9B%86h281122.pdf>

県に権限がないなら、本会議で問題の解決を執行部に迫るとい

うわけにもいかないので、本会議の質疑から外そうと思うのですが、それでよいでしょうか。

ただ、決算特別委員会をにらんで、とりあえず農林水産部が自伐型林業をどう評価しているのかを聞いておきたいので、農林水産委員会ではこの話題に言及した案を作る予定です。

以上、よろしくお

From

Re: おおいた林業アカデミーの件について

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年9月5日(水) 18:13

To

「県に権限がないなら、本会議で問題の解決を執行部に迫るとい

うわけにもいかないので、本会議の質疑から外そうと思うのですが、それでよいでしょうか。

ただ、決算特別委員会をにらんで、とりあえず農林水産部が自伐型林業をどう評価しているのかを聞いておきたいので、農林水産委員会ではこの話題に言及した案を作る予定です。」

了解しました。そのようにお願いします！

本会議一般会計質疑と農林水産委員会質疑（本文のみ）

受信トレイ

2018年9月6日(木) 14:56

To 自分

本会議一般会計質疑と農林水産委員会質疑の案ができましたので送ります。

参考資料付きのワード文書は、別途送ります。

本会議一般会計質疑

質疑1回目

大分県地方行政機関設置条例等の一部改正について質問します。今回の改正で、佐伯県税事務所と豊後大野県税事務所が廃止となり、別府・日田・中津県税事務所の法人二税と県民税利子割に係る課税業務が大分県税事務所に集約されました。

県税事務所の職員定数が、157名中10名程度削減されるということで、行財政改革としてある程度評価できま

すが、まだ十分とは思えません。収入額や管轄区域の広さや近隣の事務所からの距離で三つの県税事務所を残したということなのですが、暫定的な内容の改革という気がします。

今後、残る三つの県税事務所も廃止するとか、大分県税事務所にさらに業務を集約するとか、もっと思い切った合理化を行う意向はないのでしょうか。

質疑 2 回目

政府は、今年一月に「デジタル・ガバメント実行計画」を決定し、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる「行政サービスの 100% デジタル化」を目標として掲げています。それを受けて、国税庁も、ICT を活用して納税者の利便性を向上させ、事務運営を効率化させるスマート税務行政を目指しています。

一例を挙げますと、国税庁は、2020 年 10 月から年末調整控除申告書作成システムを提供します。このシステムを通じて、会社の従業員は控除証明書などのデータを取り込み、勤務先に提供できます。企業は、それに加えて、給与情報など年末調整に必要な情報を、政府認定のクラウド事業者にアップロードし、行政がそのデータにアクセスすることで、2021 年度以降、企業は書類を提出しなくてもすむようになる予定です。

今後、こうした税務のスマート化が進むなら、納税者は書類を提出する必要がなくなるのですから、県税事務所どころか窓口すら各地に設置する必要がなくなります。今回、納税相談などのために、佐伯と豊後大野に窓口を残したということですが、納税相談なら、電話やメールなどでできます。

国税庁によると、申告業務をオンライン上で完結させ、自動化するだけでなく、滞納調査や徴収事務も人工知能などを使って行う方針なので、職員定数を今よりももっと削減できそうです。執行部には、今回の再編で終わりにしないで、県税事務所をさらに合理化することを要望します。

農林水産委員会質疑

質疑 1 回目

公益財団法人森林ネットおおいたについて質問します。

平成 30 年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金活動組織 1 次募集案内に「森林・山村多面的機能発揮支援対策」と題する資料が添付されていて、そこに「林業成長産業化総合対策のうち自立的経営活動推進」というのがあります。

事業内容は「地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の取組を支援」となっています。「支援対象となる活動内容例」として「自伐林家等が中心となって地域ぐるみの活動として将来的に自立的な林業経営を目指して行う森林管理及び資源の利用を図る活動」が挙げられています。

要するに、自伐林家が自立的な林業経営をしようとするなら、林業経営を集約化しなければならないということなのですが、ここで言う「集約化」とは、具体的に何をどのように集約化することなのでしょうか。

質疑 2 回目

林業成長産業化総合対策は、国の事業で、林野庁の「平成 30 年度予算概算要求の概要」には、「戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です」とあります。「本格的な利用期」とは、多くの人工林が、植林から 50 年ほど経過したことを指しているのですが、前回の定例会で行った意見書に対する討論ですでに指摘したとおり、50 年生で人工林を皆伐するというのは、経営という面でも、環境保全という面でも問題があります。

自伐林家は、50 年生で皆伐する従来型林業に対するアンチテーゼとして、間伐中心の長伐期施業を提唱しているのですから、「主伐・再生林の一貫作業の推進」を提唱している林業成長産業化総合対策の一環として自伐型林業を支援するというのは、本当はおかしなことなのです。

林野庁は、これまで林業振興のために集約化が必要だということを盛んに言ってきました。その結果、大型機械を使った大量伐採が行われるようになりました。でもそうした大規模化はコストを増加させ、かえって林業経営を悪化させたというのが自伐型林業の考えなのです。要するに、林業経営の自立に必要なのは、集約化ではなくて、むしろ分散化、小規模化ということです。

大分県では、下毛の里自伐型林業研究会が、中津市のバックアップを受けて、自伐型林業を試みています。県としてこれをサポートするというのはよいのですが、自伐型林業を従来型大規模林業への発展途上にある未熟な林業ととらえることは適切ではないと思います。自伐型林業を支援するなら、それが集約化された大規模林業とは異なる戦略的林業であるということ認識して行うべきではないでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

From [REDACTED]

9 月定例会意見書案

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2018 年 9 月 13 日(木) 7:52

To [REDACTED]
[REDACTED] 様

意見書案が挙がってきましたので、添付にてお送りいたします。

以下、私の所見です。

- ・整理番号 1 地方財政措置を求める意見書

いつものバラマキ要請で反対。討論なし。(前回同旨の意見書案に反対討論したのが 1 年以上前になると思うのでこのあたりで討論した方が良くかとも思ってます)

- ・整理番号 2 私学助成の強化

反対。討論なし。(昨年 9 月定例会にて反対討論しています。)

・整理番号3教職員定数の改善

反対。討論なし。

・整理番号4種子法の復活

反対。新たに上がってきたものですので、必要があれば討論したいと思います。

・整理番号5水道民営化

反対。新たに上がってきたものですので、必要があれば討論したいと思います。

・整理番号6児童虐待防止対策

反対。2016年3月に反対討論をしています。

・整理番号7水道施設対策

バラマキ要請であり反対。良い切り口があれば討論したいと思います。

・整理番号8キャッシュレス社会の実現

キャッシュレス社会を目指すことは必要と考えますが、どの程度官主導で促すべきか迷います。ご見解をお願いします。

以上よろしく願いいたします。

Re: 9月定例会意見書案

受信トレイ

2018年9月13日(木) 11:55

To 自分

メールありがとうございました。

ご提案をふまえ、以下のようにしたいと思います。いかがでしょうか。

・整理番号1 地方財政措置を求める意見書

反対。討論なし。

・整理番号2 私学助成の強化

反対。討論なし。

・整理番号3 教職員定数の改善

反対。討論なし。

・整理番号4 種子法の復活

反対。討論あり。

・整理番号5 水道民営化

反対。討論あり。

・整理番号6 児童虐待防止対策

反対。討論なし。

・整理番号7 水道施設対策

反対。討論あり。

・整理番号8 キャッシュレス社会の実現

賛成。討論あり。

5番目と7番目は、同じテーマなので、まとめて討論案を作成したいと思います。

以上、よろしく願いします。

From

2018年9月定例会意見書案（本文のみ）

受信トレイ

2018年9月17日(月) 14:31

To 自分

2018年9月定例会意見書案ができたので、お送りします。

主要農産物種子法の復活を求める意見書

第4号議案「主要農産物種子法の復活を求める意見書」に反対する立場で討論を行います。

本意見書は、民間企業による種子開発の独占を懸念していますが、行政による種子開発の独占に問題がないと言えるでしょうか。行政が、民間企業とは異なり、特許料の支払いを要求しないとしても、徴税という別の形でコストを回収しており、行政が種子開発を行えばコスト負担が低下するという認識は正しくありません。地方自治体が地域の農業の振興に限定して種子開発を行っているのに対して、民間企業はグローバルに事業を展開できるため、スケール・メリットを享受することができます。この点で、民間主導にした方が、コスト・パフォーマンスの改善が期待できます。

本意見書は、また、海外の種苗大手への知見流出などを懸念していますが、もしも日本の農業が海外の種苗大手によって支配され、品種が単一化することを恐れているなら、なおさら、日本国内で競争力のある種苗企業を多数育成する必要があります。農業競争力強化支援法の第八条四に「独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」とあり、私もこれは不当だと思いますが、だからと言って現状維持ではなくて、独立行政法人に特許の権限を与え、民間企業として独立させるという第三の道を選択すべきです。売却することで、行政はこれまでの投資を回収することもできます。

本意見書は、さらに、遺伝子組み換え品種が食の安心・安全を脅かすことを危惧していますが、遺伝子組み換え技術が危険という認識に科学的根拠はありません。近い将来、遺伝子組み換え技術よりも簡単に遺伝子操作ができるゲノム編集により、品種改良の競争がグローバルに激化することが予想されます。日本が種子ビジネスの負け組にならないよう、種子開発を官主導から民主導に切り替える必要があります。

以上の理由から、本意見書に反対します。

水道民営化を推し進める水道法改正案の成立に反対する意見書と水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

続きまして、第5号議案「水道民営化を推し進める水道法改正案の成立に反対する意見書」と第7号議案「水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書」に反対する立場で討論を行います。

秋の臨時国会で再び審議される見通しの水道法改正案は、水道事業の運営権を民間企業に売却するコンセッション方式の導入を想定しています。これがリスクであることは認めます。コンセッション方式では、運営権の譲渡期間は数十年に及ぶ長期になります。水道インフラは地域に一つしかなく、営利企業一社に長期にわたる独占を認めることは危険です。譲渡契約途中で再公営化しようとしても、多額の違約金がネックとなってできないということが、海外で起きています。

もとより、水道事業に民間の知恵と工夫をオープンに取り入れる努力は必要ですし、公的資金を投入しない独立採算制も望ましいことなので、民間で資金調達をさせるPFI自体は、導入するべきであると思います。但し、PFIをコンセッション方式とするなら、譲渡契約を途中で解約する時のルール作りを事業者との間で入念に行う必要があります。運営権譲渡後、競争圧力の代わりに契約打ち切り圧力をかけることで、独占の弊害を減らせるから

です。

両意見書は、官民連携の賛否はともかくとして、ともに水道事業への財政支出を求めています。国や自治体が金を出すことで、水道料金は見かけ上安くなりますが、見かけのコストが下がれば下がるほど、水の浪費が起きます。消費者に水資源の有効活用を促すには、受益者負担の原則に基づいて、水道事業を独立採算制にすることが必要です。

財政支援がなければ、維持することができない過疎地域の村落などもあるでしょうが、今後も人口減少が続くことを考えるなら、不採算地域からの撤退はやむを得ません。財政負担を減らし、資源の有効活用を促すためにも、私たちは地域の自立と事業の自立を目指すべきです。

以上、現行のコンセッション方式に欠陥があることは認めますが、水道事業は独立採算制を目指すべきだという理由から、両意見書の提案に反対します。

キャッシュレス社会の実現を求める意見書

最後に、第5号議案「キャッシュレス社会の実現を求める意見書」に賛成する立場で討論を行います。

本意見書は、キャッシュレス化が進展しない原因の一つとして「店舗における端末負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等」を挙げていますが、この問題は既に解決されつつあります。現在、QRコード決済サービスの競争は熾烈を極め、LINE

Pay、Amazon

Pay、ソフトバンク・グループのPayPayが相次いで手数料無料を打ち出しています。店舗における端末負担も実質的にはゼロであり、コスト面での敷居は低くなっています。

それなのに、経済産業省は、中小事業者によるキャッシュレス端末の導入などを補助するため、来年度予算に約30億円を計上しようとしています。こうした補助は、インターネットを経由せずに、ICカードを読み取ることで行う従来の非接触型決済システムを延命させるだけであり、低コストなキャッシュレス化の推進という点では、逆効果であります。

もしも政府が、政府の権限を用いて効果的にキャッシュレス化を推進したいのであれば、高額紙幣を廃止するとよいでしょう。インドのモディ首相は、2016年に予告なしで突然高額紙幣を廃止し、国内を混乱に陥れましたが、これは予告なしだったから起きた混乱で、準備期間が長ければ、混乱は起きません。政府は2027年までに、キャッシュレス決済比率4割程度とする目標を掲げていますが、2027年に二千円札以上の紙幣を廃止すると宣言すれば、民間がそれまでに準備し、2027年にはキャッシュレス決済比率は九割を超えることでしょう。

政府は、今年から銀行口座にマイナンバーを登録する制度を始めました。オンライン決済をマイナンバーや法人番号で追跡することで、脱税やマネーロンダリングなどの犯罪を防ぐことができます。事業者にとっては、経理や会計の労苦から解放されるというメリットがあります。公平で効率的な社会を作るためにも、決済のキャッシュレス化を推進するべきです。

以上の理由から、本意見書に賛成します。

From 

領収書等の添付様式

整理番号 41

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成30年9月30日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥155,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥175,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥525
	所得税	
	合計	¥525
差引支給額		¥174,475
事業所名 おおいた維新の会 [Redacted]		

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 9 月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)
 あん分による政務活動費の充当額 (87,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 42

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥14,444-	内 消費税等
但	電気代案分として	
2018年 9 月 30 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市	
上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX _____		

事業名、用途及び内容等

電気料金 9 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 43

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>領 収 書 <small>No.</small> _____</p>	
<p>おおいた維新の会 会派 様</p>	
<p>金 額</p>	<p>内</p>
<p>¥1,000-</p>	
<p>消費税等</p>	
<p>但 ガス代案分として</p>	
<p>2018年 9 月 30 日</p>	
<p>おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市</p>	
<p>上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-28-5360 FAX.0972-28-5361</p>	



事業名、使途及び内容等

ガス料金 9 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費充当額 () 円)

領収書等の添付様式

整理番号 44

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥2,115-	内 消費税等
但	水道代案分として	
2018年 9 月 30 日	おおいた維新の会 〒876-0354 大分県佐伯市	
上記の金額正に領収いたしました		TEL.0972-28-5360 FAX _____



事業名、使途及び内容等

水道代 9 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	45
------	----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
 <p>領収書 No. _____</p> <p>おおいた維新の会 会派 様</p> <p>金額 内 ¥3,893- 消費税等</p> <p>租 電話代案分として</p> <p>2018年 9 月 30 日 おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361</p> 

事業名、使途及び内容等
電話料金 9 月分案分として

あん分による充当の場合
あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 (円)

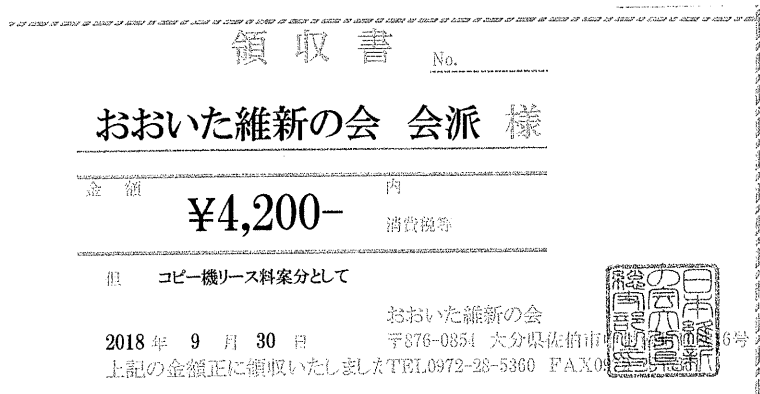
一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号 46

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

コピー機リース料 9 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 (円)

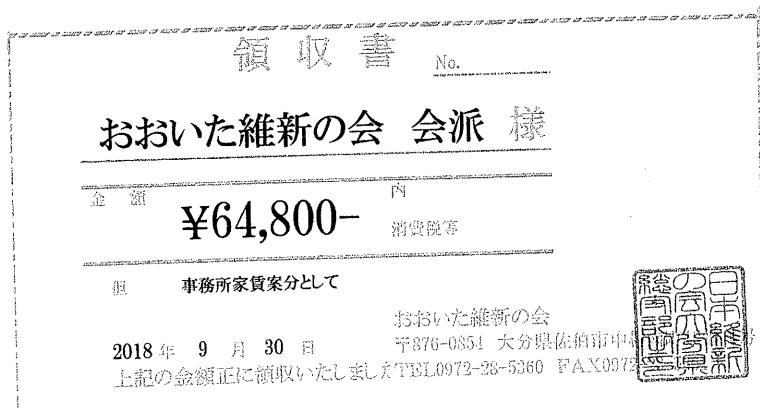
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 47

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

事務所賃貸料 9 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円